

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 <u>広報費</u> ・事務所費・事務費・人件費			整理番号	1-1
事業内容	県議会報告印刷・新聞折込・送付				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	12号印刷・折込料	343,193	343,193	印刷25000枚 折込20660枚	
	13号印刷・折込料	336,402	336,402	印刷22000枚 折込19880枚	
	14号印刷・折込料	326,975	326,975	印刷22000枚 折込17850枚	
	15号印刷・折込料	326,975	326,975	印刷21850枚 折込17850枚	
	12号郵送料	7,216	7,216	82A×88通	
		《合計》	1,340,761	1,340,761	
按分割合 積算根拠	政務活動100% $1,340,761 \times 100\% = 1,340,761$				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	広報費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

県議会報告書12号印刷(25,000枚) 及び 新聞折込料(20,660枚)

領 収 証

平成30年5月8日

中山島光雄様

金額	¥	3	4	3	1	9	3	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---



但し
上記金額正に領収いたしました

(有) 厚狭印刷
代表取締役 能見

〒757-0001 山口県山陽小野田市厚狭
TEL(0836)72-0168 FAX(0836)72-2698



県議会報告書13号印刷(22,000枚) 及び 新聞折込料(19,880枚)

領 収 証

平成30年8月24日

中山島光雄様

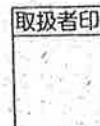
金額	¥	3	3	6	4	0	2	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---



但し
上記金額正に領収いたしました

(有) 厚狭印刷
代表取締役 能見

〒757-0001 山口県山陽小野田市厚狭本
TEL(0836)72-0168 FAX(0836)72-2698



領収書等添付票

費目	広報費	整理番号	1-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

県議会報告書14号印刷(22,000枚) 及び 新聞折込料(17,850枚)

領 収 証

平成30年11月27日

中嶋 光雄 様

金額	¥	3	2	6	9	7	5	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---



但し
上記金額正に領収いたしました

(有)厚狭
代表取締役 能 貞



〒757-0001 山口県山陽小野田市厚狭
TEL(0836)72-0168 FAX(0836)72-2698

県議会報告書15号印刷(21,850枚) 及び 新聞折込料(17,850枚)

領 収 証

平成31年1月16日

中嶋 光雄 様

金額	¥	3	2	6	9	7	5	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---



但し
上記金額正に領収いたしました

(有)厚狭
代表取締役 能 貞



〒757-0001 山口県山陽小野田市厚狭
TEL(0836)72-0168 FAX(0836)72-2698

領収書等添付票

費目	広報費	整理番号	1-4
【領収書その他の書面の添付欄】			
<p>県評会報告お12号郵送料(883通)</p>			

領収書

第424557-11号

おなまえ	中山 光雄 様	<領収内訳>	<業務委託元等>										
受領金額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>元</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7</td> <td>2</td> <td>16</td> <td>円</td> </tr> </table>	百万	千	百	十	元		7	2	16	円	現金 ¥7,216 円 小切手 円 切手 円 証紙 円	<input type="checkbox"/> 株式会社ゆうちょ銀行 <input type="checkbox"/> 株式会社かんぽ生命保険 <input type="checkbox"/> 郵便貯金・簡易生命保険管理機構
百万	千	百	十	元									
	7	2	16	円									

※金額欄を訂正しているものは無効です

郵便	(切手・葉書・印紙・販売品の販売 郵便料金の収納 (別納 計器予納金 受取人払 預払 その他())	送料のせり (① 820 円) × 5 (枚・個・通・件) 春刊 (② 820 円) × 3 (枚・個・通・件) 日中の請求 (③ 82 円) × 8 (枚・個・通・件) (④ 円) × (枚・個・通・件)																								
貯金																										
保険	2回目以降の保険料の払込み	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">保険証券(書)の記号等</th> <th colspan="4">支払期間及び支払月分</th> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月期から</td> <td>年</td> <td>月期まで</td> <td>年</td> <td>か月分</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月期から</td> <td>年</td> <td>月期まで</td> <td>年</td> <td>か月分</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月期から</td> <td>年</td> <td>月期まで</td> <td>年</td> <td>か月分</td> </tr> </table>	保険証券(書)の記号等		支払期間及び支払月分				年	月期から	年	月期まで	年	か月分	年	月期から	年	月期まで	年	か月分	年	月期から	年	月期まで	年	か月分
保険証券(書)の記号等		支払期間及び支払月分																								
年	月期から	年	月期まで	年	か月分																					
年	月期から	年	月期まで	年	か月分																					
年	月期から	年	月期まで	年	か月分																					
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他()																									

上記の金額を、確かに領収いたしました。

30 年 5 月 7 日

日本郵便株式会社

(所在地：東京都千代田区霞が関1-3-2)

取扱郵便局

厚狹

郵便局

電話番号

0836-72-1133

受領者氏名



【郵便局】
収入印紙

課税相当額
以上貼付

担当者
印

※裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第424557-11号

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費			整理番号						
事業内容	事務所電気料金									
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容						
	(低圧電力)									
	4月~3月	29,140	14,566	1/2 按分						
	4月~3月	291,654	72,911	1/4 按分						
		《合計》	320,794	87,477						
按分割合 積算根拠	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%; border:none;">(低圧電力)事務所専用</td> <td style="width:50%; border:none;">政務活動(25%)</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">政務活動(50%)</td> <td style="border:none;">家事分(50%)+(政務活動+その他の活動)</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">政務活動+その他の活動 (50%) (50%)</td> <td style="border:none;">25% 25%</td> </tr> </table>				(低圧電力)事務所専用	政務活動(25%)	政務活動(50%)	家事分(50%)+(政務活動+その他の活動)	政務活動+その他の活動 (50%) (50%)	25% 25%
(低圧電力)事務所専用	政務活動(25%)									
政務活動(50%)	家事分(50%)+(政務活動+その他の活動)									
政務活動+その他の活動 (50%) (50%)	25% 25%									

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	1-2
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

<p>電気料金領収証 (平成30年 4月分)</p> <p>中嶋 光雄 様</p> <p>ご契約番号 6130-78146572-2 ご契約種別 低圧電力 ご契約電力 1 kW 力率 90% ご使用期間 3月20日~ 4月18日 ご使用量 39kWh</p> <p>領収金額 1,651円 (うち消費税等相当額 122円)</p> <p>《領収内訳》 基本料金 1,036.26円 電力量料金 526.11円 燃料費調整 -13.26円 再エネ発電賦課金 102円</p> <p>(1/2 825-)</p> <p>◎上記金額をご指定口座から 5月1日に領収させていただきました。 本証により料金を申し受けることはありません。</p> <p>中国電力株式会社 印紙税申告納 宇部 取扱店 付につき広島東 税務署承認済</p>	<p>電気料金領収証 (平成30年 5月分)</p> <p>中嶋 光雄 様</p> <p>ご契約番号 6130-78146572-2 ご契約種別 低圧電力 ご契約電力 1 kW 力率 90% ご使用期間 4月19日~ 5月21日 ご使用量 26kWh</p> <p>領収金額 1,457円 (うち消費税等相当額 107円)</p> <p>《領収内訳》 基本料金 1,036.26円 電力量料金 350.74円 燃料費調整 -4.42円 再エネ発電賦課金 75円</p> <p>(1/2 728-)</p> <p>◎上記金額をご指定口座から 6月1日に領収させていただきました。 本証により料金を申し受けることはありません。</p> <p>中国電力株式会社 印紙税申告納 宇部 取扱店 付につき広島東 税務署承認済</p>	<p>電気料金領収証 (平成30年 6月分)</p> <p>中嶋 光雄 様</p> <p>ご契約番号 6130-78146572-2 ご契約種別 低圧電力 ご契約電力 1 kW 力率 90% ご使用期間 5月22日~ 6月19日 ご使用量 19kWh</p> <p>領収金額 1,345円 (うち消費税等相当額 99円)</p> <p>《領収内訳》 基本料金 1,036.26円 電力量料金 256.31円 燃料費調整 -2.28円 再エネ発電賦課金 55円</p> <p>(1/2 672-)</p> <p>◎上記金額をご指定口座から 7月2日に領収させていただきました。 本証により料金を申し受けることはありません。</p> <p>中国電力株式会社 印紙税申告納 宇部 取扱店 付につき広島東 税務署承認済</p>
--	--	---

<p>電気料金領収証 (平成30年 7月分)</p> <p>中嶋 光雄 様</p> <p>ご契約番号 6130-78146572-2 ご契約種別 低圧電力 ご契約電力 1 kW 力率 90% ご使用期間 6月20日~ 7月19日 ご使用量 42kWh</p> <p>領収金額 1,753円 (うち消費税等相当額 129円)</p> <p>《領収内訳》 基本料金 1,036.26円 電力量料金 600.80円 燃料費調整 -4.20円 再エネ発電賦課金 121円</p> <p>(1/2 876-)</p> <p>◎上記金額をご指定口座から 8月1日に領収させていただきました。 本証により料金を申し受けることはありません。</p> <p>中国電力株式会社 印紙税申告納 宇部 取扱店 付につき広島東 税務署承認済</p>	<p>電気料金領収証 (平成30年 8月分)</p> <p>中嶋 光雄 様</p> <p>ご契約番号 6130-78146572-2 ご契約種別 低圧電力 ご契約電力 1 kW 力率 90% ご使用期間 7月20日~ 8月19日 ご使用量 64kWh</p> <p>領収金額 2,165円 (うち消費税等相当額 180円)</p> <p>《領収内訳》 基本料金 1,036.26円 電力量料金 944.00円 燃料費調整 0.00円 再エネ発電賦課金 185円</p> <p>(1/2 1082-)</p> <p>◎上記金額をご指定口座から 9月3日に領収させていただきました。 本証により料金を申し受けることはありません。</p> <p>中国電力株式会社 印紙税申告納 宇部 取扱店 付につき広島東 税務署承認済</p>	<p>電気料金領収証 (平成30年 9月分)</p> <p>中嶋 光雄 様</p> <p>ご契約番号 6130-78146572-2 ご契約種別 低圧電力 ご契約電力 1 kW 力率 90% ご使用期間 8月20日~ 9月19日 ご使用量 46kWh</p> <p>領収金額 1,856円 (うち消費税等相当額 137円)</p> <p>《領収内訳》 基本料金 1,036.26円 電力量料金 678.50円 燃料費調整 8.74円 再エネ発電賦課金 133円</p> <p>(1/2 928-)</p> <p>◎上記金額をご指定口座から 10月1日に領収させていただきました。 本証により料金を申し受けることはありません。</p> <p>中国電力株式会社 印紙税申告納 宇部 取扱店 付につき広島東 税務署承認済</p>
---	---	---

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	1-3
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

電気料金領収証 (平成30年10月分)	電気料金領収証 (平成30年11月分)	電気料金領収証 (平成30年12月分)
<p>中嶋 光雄 様</p> <p>ご契約番号 6130-78146572-2 ご契約種別 低圧電力 ご契約電力 1 kW 力率 90% ご使用期間 9月20日~10月18日 ご使用量 19kWh</p> <p>領収金額 1,364円 (うち消費税等相当額 101円)</p> <p>《領収内訳》 基本料金 1,036.26円 電力量料金 265.13円 燃料費調整 8.17円 再エネ発電賦課金 55円</p> <p>(1/2 682-)</p> <p>◎上記金額をご指定口座から11月1日に領収させていただきました。 本証により料金を申し受けることはありません。</p> <p>中国電力株式会社 宇部 取扱店 印紙税申告納付につき広島東税務署承認済</p>	<p>中嶋 光雄 様</p> <p>ご契約番号 6130-78146572-2 ご契約種別 低圧電力 ご契約電力 1 kW 力率 90% ご使用期間 10月19日~11月19日 ご使用量 52kWh</p> <p>領収金額 1,920円 (うち消費税等相当額 142円)</p> <p>《領収内訳》 基本料金 1,036.26円 電力量料金 701.48円 燃料費調整 32.78円 再エネ発電賦課金 150円</p> <p>(1/2 960-)</p> <p>◎上記金額をご指定口座から12月3日に領収させていただきました。 本証により料金を申し受けることはありません。</p> <p>中国電力株式会社 宇部 取扱店 印紙税申告納付につき広島東税務署承認済</p>	<p>中嶋 光雄 様</p> <p>ご契約番号 6130-78146572-2 ご契約種別 低圧電力 ご契約電力 1 kW 力率 90% ご使用期間 11月20日~12月19日 ご使用量 121kWh</p> <p>領収金額 3,111円 (うち消費税等相当額 230円)</p> <p>《領収内訳》 基本料金 1,036.26円 電力量料金 1,632.29円 燃料費調整 93.17円 再エネ発電賦課金 350円</p> <p>(1/2 1555-)</p> <p>◎上記金額をご指定口座から1月4日に領収させていただきました。 本証により料金を申し受けることはありません。</p> <p>中国電力株式会社 宇部 取扱店 印紙税申告納付につき広島東税務署承認済</p>

電気料金領収証 (平成31年1月分)	電気料金領収証 (平成31年2月分)	電気料金領収証 (平成31年3月分)
<p>中嶋 光雄 様</p> <p>ご契約番号 6130-78146572-2 ご契約種別 低圧電力 ご契約電力 1 kW 力率 90% ご使用期間 12月20日~1月20日 ご使用量 189kWh</p> <p>領収金額 4,315円 (うち消費税等相当額 319円)</p> <p>《領収内訳》 基本料金 1,036.26円 電力量料金 2,549.81円 燃料費調整 181.44円 再エネ発電賦課金 548円</p> <p>(1/2 2157-)</p> <p>◎上記金額をご指定口座から2月1日に領収させていただきました。 本証により料金を申し受けることはありません。</p> <p>中国電力株式会社 宇部 取扱店 印紙税申告納付につき広島東税務署承認済</p>	<p>中嶋 光雄 様</p> <p>ご契約番号 6130-78146572-2 ご契約種別 低圧電力 ご契約電力 1 kW 力率 90% ご使用期間 1月21日~2月19日 ご使用量 211kWh</p> <p>領収金額 4,732円 (うち消費税等相当額 350円)</p> <p>《領収内訳》 基本料金 1,036.26円 電力量料金 2,848.39円 燃料費調整 238.43円 再エネ発電賦課金 611円</p> <p>(1/2 2366-)</p> <p>◎上記金額をご指定口座から3月1日に領収させていただきました。 本証により料金を申し受けることはありません。</p> <p>中国電力株式会社 宇部 取扱店 印紙税申告納付につき広島東税務署承認済</p>	<p>中嶋 光雄 様</p> <p>ご契約番号 6130-78146572-2 ご契約種別 低圧電力 ご契約電力 1 kW 力率 90% ご使用期間 2月20日~3月19日 ご使用量 139kWh</p> <p>領収金額 3,471円 (うち消費税等相当額 257円)</p> <p>《領収内訳》 基本料金 1,036.26円 電力量料金 1,875.11円 燃料費調整 157.07円 再エネ発電賦課金 403円</p> <p>(1/2 1735-)</p> <p>◎上記金額をご指定口座から4月1日に領収させていただきました。 本証により料金を申し受けることはありません。</p> <p>中国電力株式会社 宇部 取扱店 印紙税申告納付につき広島東税務署承認済</p>

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	1-4
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

電気料金領収証

(平成30年 4月分)

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-3
 ご契約種別 時間帯別電灯
 ご契約容量 6 kVA
 ご使用期間 3月20日~ 4月18日
 ご使用量 1,034kWh

領収金額 27,204円
 (うち消費税等相当額 2,015円)

《領収内訳》
 基本料金 1,188.00円
 電力量料金 23,693.22円
 燃料費調整 -351.56円
 再エネ発電賦課金 2,729円
 口座振替割引 -54.00円

(1/4 6801)

◎上記金額をご指定口座から
 5月 1日に領収させていただきました。

本証により料金を申し受けることはありません。

中国電力株式会社 印紙税申告納
 宇部 取扱店 付につき広島東
 税務署承認済

電気料金領収証

(平成30年 5月分)

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-3
 ご契約種別 時間帯別電灯
 ご契約容量 6 kVA
 ご使用期間 4月19日~ 5月21日
 ご使用量 534kWh

領収金額 14,781円
 (うち消費税等相当額 1,094円)

《領収内訳》
 基本料金 1,188.00円
 電力量料金 12,190.07円
 燃料費調整 -90.78円
 再エネ発電賦課金 1,548円
 口座振替割引 -54.00円

(1/4 3695)

◎上記金額をご指定口座から
 6月 1日に領収させていただきました。

本証により料金を申し受けることはありません。

中国電力株式会社 印紙税申告納
 宇部 取扱店 付につき広島東
 税務署承認済

電気料金領収証

(平成30年 6月分)

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-3
 ご契約種別 時間帯別電灯
 ご契約容量 6 kVA
 ご使用期間 5月22日~ 6月19日
 ご使用量 487kWh

領収金額 13,664円
 (うち消費税等相当額 1,012円)

《領収内訳》
 基本料金 1,188.00円
 電力量料金 11,176.58円
 燃料費調整 -58.44円
 再エネ発電賦課金 1,412円
 口座振替割引 -54.00円

(1/4 3418)

◎上記金額をご指定口座から
 7月 2日に領収させていただきました。

本証により料金を申し受けることはありません。

中国電力株式会社 印紙税申告納
 宇部 取扱店 付につき広島東
 税務署承認済

電気料金領収証

(平成30年 7月分)

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-3
 ご契約種別 時間帯別電灯
 ご契約容量 6 kVA
 ご使用期間 6月20日~ 7月19日
 ご使用量 614kWh

領収金額 17,288円
 (うち消費税等相当額 1,280円)

《領収内訳》
 基本料金 1,188.00円
 電力量料金 14,435.75円
 燃料費調整 -61.40円
 再エネ発電賦課金 1,780円
 口座振替割引 -54.00円

(1/4 4322)

◎上記金額をご指定口座から
 8月 1日に領収させていただきました。

本証により料金を申し受けることはありません。

中国電力株式会社 印紙税申告納
 宇部 取扱店 付につき広島東
 税務署承認済

電気料金領収証

(平成30年 8月分)

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-3
 ご契約種別 時間帯別電灯
 ご契約容量 6 kVA
 ご使用期間 7月20日~ 8月19日
 ご使用量 941kWh

領収金額 26,831円
 (うち消費税等相当額 1,987円)

《領収内訳》
 基本料金 1,188.00円
 電力量料金 22,969.29円
 燃料費調整 0.00円
 再エネ発電賦課金 2,728円
 口座振替割引 -54.00円

(1/4 6707)

◎上記金額をご指定口座から
 9月 3日に領収させていただきました。

本証により料金を申し受けることはありません。

中国電力株式会社 印紙税申告納
 宇部 取扱店 付につき広島東
 税務署承認済

電気料金領収証

(平成30年 9月分)

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-3
 ご契約種別 時間帯別電灯
 ご契約容量 6 kVA
 ご使用期間 8月20日~ 9月19日
 ご使用量 602kWh

領収金額 17,048円
 (うち消費税等相当額 1,282円)

《領収内訳》
 基本料金 1,188.00円
 電力量料金 14,054.92円
 燃料費調整 114.38円
 再エネ発電賦課金 1,745円
 口座振替割引 -54.00円

(1/4 4262)

◎上記金額をご指定口座から
 10月 1日に領収させていただきました。

本証により料金を申し受けることはありません。

中国電力株式会社 印紙税申告納
 宇部 取扱店 付につき広島東
 税務署承認済

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	1-5
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

電気料金領収証
(平成30年10月分)

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-3
ご契約種別 時間帯別電灯
ご契約容量 6 kVA
ご使用期間 9月20日~10月18日
ご使用量 548kWh

領収金額 15,769円
(うち消費税等相当額 1,188円)

《領収内訳》
基本料金 1,188.00円
電力量料金 12,810.95円
燃料費調整 235.64円
再エネ発電賦課金 1,589.00円
口座振替割引 -54.00円

(1/4 3942)

◎上記金額をご指定口座から11月1日に領収させていただきました。
本証により料金を申し受けることはありません。

中国電力株式会社 宇部 取扱店
印紙税申告納付につき広島東税務署承認済

電気料金領収証
(平成30年11月分)

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-3
ご契約種別 時間帯別電灯
ご契約容量 6 kVA
ご使用期間 10月19日~11月19日
ご使用量 808kWh

領収金額 22,916円
(うち消費税等相当額 1,697円)

《領収内訳》
基本料金 1,188.00円
電力量料金 18,930.00円
燃料費調整 509.04円
再エネ発電賦課金 2,343.00円
口座振替割引 -54.00円

(1/4 5729)

◎上記金額をご指定口座から12月3日に領収させていただきました。
本証により料金を申し受けることはありません。

中国電力株式会社 宇部 取扱店
印紙税申告納付につき広島東税務署承認済

電気料金領収証
(平成30年12月分)

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-3
ご契約種別 時間帯別電灯
ご契約容量 6 kVA
ご使用期間 11月20日~12月19日
ご使用量 938kWh

領収金額 26,935円
(うち消費税等相当額 1,995円)

《領収内訳》
基本料金 1,188.00円
電力量料金 22,359.34円
燃料費調整 722.28円
再エネ発電賦課金 2,720.00円
口座振替割引 -54.00円

(1/4 6733)

◎上記金額をご指定口座から1月4日に領収させていただきました。
本証により料金を申し受けることはありません。

中国電力株式会社 宇部 取扱店
印紙税申告納付につき広島東税務署承認済

電気料金領収証
(平成31年1月分)

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-3
ご契約種別 時間帯別電灯
ご契約容量 6 kVA
ご使用期間 12月20日~1月20日
ご使用量 1,485kWh

領収金額 42,154円
(うち消費税等相当額 3,122円)

《領収内訳》
基本料金 1,188.00円
電力量料金 35,289.39円
燃料費調整 1,425.60円
再エネ発電賦課金 4,306.00円
口座振替割引 -54.00円

(1/4 10538)

◎上記金額をご指定口座から2月1日に領収させていただきました。
本証により料金を申し受けることはありません。

中国電力株式会社 宇部 取扱店
印紙税申告納付につき広島東税務署承認済

電気料金領収証
(平成31年2月分)

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-3
ご契約種別 時間帯別電灯
ご契約容量 6 kVA
ご使用期間 1月21日~2月19日
ご使用量 1,240kWh

領収金額 36,352円
(うち消費税等相当額 2,892円)

《領収内訳》
基本料金 1,188.00円
電力量料金 30,221.09円
燃料費調整 1,401.20円
再エネ発電賦課金 3,598.00円
口座振替割引 -54.00円

(1/4 9088)

◎上記金額をご指定口座から3月1日に領収させていただきました。
本証により料金を申し受けることはありません。

中国電力株式会社 宇部 取扱店
印紙税申告納付につき広島東税務署承認済

電気料金領収証
(平成31年3月分)

中嶋 光雄 様

ご契約番号 6130-78146572-3
ご契約種別 時間帯別電灯
ご契約容量 6 kVA
ご使用期間 2月20日~3月19日
ご使用量 1,050kWh

領収金額 30,712円
(うち消費税等相当額 2,274円)

《領収内訳》
基本料金 1,188.00円
電力量料金 25,347.37円
燃料費調整 1,186.50円
再エネ発電賦課金 3,045.00円
口座振替割引 -54.00円

(1/4 7678)

◎上記金額をご指定口座から4月1日に領収させていただきました。
本証により料金を申し受けることはありません。

中国電力株式会社 宇部 取扱店
印紙税申告納付につき広島東税務署承認済

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費			整理番号	2-1
事業内容	事務所水道料金				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月~2月	39,137	9,783	1/4 按分	
		《合計》	39,137	9,783	
按分割合 積算根拠	<p style="text-align: center;">政務活動(25%)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">家事分(50%) + (政務活動25% + その他の活動25%)</p>				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-2
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001
メーター番号	0179031
口径	013
用途	一般用
検針員	マイタウン⑥
前回検針日	平成30年 4月10日
今回検針日	平成30年 6月11日

今回指示数 (A)	30	m ³
前回指示数 (B)	1	m ³
メーター取替時のご使用水量 (C)	15	m ³
ご使用水量 (A) - (B) + (C)	44	m ³

ご使用年月分	平成30年 5月~平成30年 6月分
請求予定金額	
水道料金	6,220 円
下水道使用料	**、**、** 円
合計金額	6,220 円
(上記金額には消費税が含まれています。)	

次回振替予定日 平成30年 7月26日

通信欄
お引越しやご契約変更等の手続きはお早めに

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書	
ご使用年月分	平成30年 3月~平成30年 4月分
ご使用水量	46 m ³
振替日	平成30年 5月28日
振替済金額(消費税含む)	6,480 円
上記のとおり振替させていただきました。	

$(6480 \div 2) \times 1/4 = 810$

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001
メーター番号	0179031
口径	013
用途	一般用
検針員	マイタウン⑥
前回検針日	平成30年 6月11日
今回検針日	平成30年 8月 8日

今回指示数 (A)	90	m ³
前回指示数 (B)	30	m ³
メーター取替時のご使用水量 (C)	0	m ³
ご使用水量 (A) - (B) + (C)	60	m ³

ご使用年月分	平成30年 7月~平成30年 8月分
請求予定金額	
水道料金	8,294 円
下水道使用料	**、**、** 円
合計金額	8,294 円
(上記金額には消費税が含まれています。)	

次回振替予定日 平成30年 9月26日

通信欄
お引越しやご契約変更等の手続きはお早めに

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書	
ご使用年月分	平成30年 5月~平成30年 6月分
ご使用水量	44 m ³
振替日	平成30年 7月26日
振替済金額(消費税含む)	6,220 円
上記のとおり振替させていただきました。	

$(1/4 \ 1555)$

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-3
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001		
メーター番号	口径	用途	検針員
0179031	013	一般用	マイタウン⑤
前回検針日		今回検針日	
平成30年 8月 8日		平成30年10月10日	

今回指示数 (A)	150 m ³
前回指示数 (B)	90 m ³
メーター取替時のご使用水量 (C)	0 m ³
ご使用水量(A)-(B)+(C)	60 m ³

ご使用年月分 平成30年 9月~平成30年10月分

請求予定金額

水道料金	0,294 円
下水道使用料	**,***,*** 円
合計金額	0,294 円

(上記金額には消費税が含まれています。)

次回振替予定日 平成30年11月26日

通信欄
お引越しやご契約変更等の手続きはお早めに

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書

ご使用年月分 平成30年 7月~平成30年 8月分

ご使用水量 60 m³

振替日 平成30年 9月26日

振替済金額(消費税含む) 0,294 円

上記のとおり振替させていただきました。

(1/4 2073)

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001		
メーター番号	口径	用途	検針員
0179031	013	一般用	マイタウン⑤
前回検針日		今回検針日	
平成30年10月10日		平成30年12月10日	

今回指示数 (A)	197 m ³
前回指示数 (B)	150 m ³
メーター取替時のご使用水量 (C)	0 m ³
ご使用水量(A)-(B)+(C)	47 m ³

ご使用年月分 平成30年11月~平成30年12月分

請求予定金額

水道料金	6,609 円
下水道使用料	**,***,*** 円
合計金額	6,609 円

(上記金額には消費税が含まれています。)

次回振替予定日 平成31年 1月28日

通信欄
冬場の水道管凍結にご注意ください

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書

ご使用年月分 平成30年 9月~平成30年10月分

ご使用水量 60 m³

振替日 平成30年11月26日

振替済金額(消費税含む) 0,294 円

上記のとおり振替させていただきました。

(1/4 2073)

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-4
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001
メーター番号 口径 用途	0179031 013 一般用
検針員	マイタウン⑤

前回検針日 平成30年12月10日 ~ 今回検針日 平成31年 2月12日

今回指示数 (A)	243 m ³
前回指示数 (B)	197 m ³
メーター取替時のご使用水量 (C)	0 m ³
ご使用水量(A) - (B) + (C)	46 m ³

ご使用年月分	平成31年 1月~平成31年 2月分
請求予定金額	
水道料金	6,480 円
下水道使用料	** ,*** ** 円
合計金額	6,480 円
(上記金額には消費税が含まれています。)	

次回振替予定日 平成31年 3月26日

通信欄

お引越しやご契約変更等の手続きはお早めに

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書	
ご使用年月分	平成30年11月~平成30年12月分
ご使用水量	47 m ³
振替日	平成31年 1月28日
振替済金額(消費税含む)	6,609 円
上記のとおり振替させていただきました。	

(1/4 1652)
※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001
メーター番号 口径 用途	0179031 013 一般用
検針員	

前回検針日 平成31年 2月12日 ~ 今回検針日 平成31年 4月 8日

今回指示数 (A)	288 m ³
前回指示数 (B)	243 m ³
メーター取替時のご使用水量 (C)	0 m ³
ご使用水量(A) - (B) + (C)	45 m ³

ご使用年月分	平成31年 3月~平成31年 4月分
請求予定金額	
水道料金	6,350 円
下水道使用料	** ,*** ** 円
合計金額	6,350 円
(上記金額には消費税が含まれています。)	

次回振替予定日 平成31年 5月27日

通信欄

お引越しやご契約変更等の手続きはお早めに

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書	
ご使用年月分	平成31年 1月~平成31年 2月分
ご使用水量	46 m ³
振替日	平成31年 3月26日
振替済金額(消費税含む)	6,480 円
上記のとおり振替させていただきました。	

(1/4 1620)
※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ 電務費 ・人件費	整理番号	1-1	
事業内容	携帯、固定電話料			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	(携帯)			
	4月~2月	146,770	73,382	1/2 按分
	3月分	16,460	7,433	(3/29~3/31)の3月分控除) 1/2 按分
	(固定)			
	4月~2月	116,137	58,066	1/2 按分
	3月分	10,875	4,911	(3/29~3/31)の3月分控除) 1/2 按分
	《合計》	290,242	143,792	
按分割合 積算根拠	$\frac{\text{政務活動(50\%)} + \text{その他の活動(50\%)}}{\text{政務活動(50\%)}} \times 3月分は、3/29\sim 3/31\text{の選挙運動の3月分も控除した後} 1/2\text{按分}$			

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側の枚をお出しください。右以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
4月分
1/2 5984
お客様番号
1709-9006-77633
2018年 5月ご請求分
金額(円)
¥11,968-
受取人
NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000
領収日 附印
16.5.22
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側の枚をお出しください。右以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
5月分
1/2 5940
お客様番号
1709-9006-77633
2018年 6月ご請求分
金額(円)
¥11,880-
受取人
NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000
領収日 附印
18.6.19
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側の枚をお出しください。右以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
6月分
1/2 5933
お客様番号
1709-9006-77633
2018年 7月ご請求分
金額(円)
¥11,867-
受取人
NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000
領収日 附印
18.7.23
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側の枚をお出しください。右以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
7月分
1/2 6986
お客様番号
1709-9006-77633
2018年 8月ご請求分
金額(円)
¥13,972-
受取人
NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000
領収日 附印
18.8.21
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側の枚をお出しください。右以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
8月分
1/2 3694
お客様番号
1709-9006-77633
2018年 9月ご請求分
金額(円)
¥7,389-
受取人
NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000
領収日 附印
18.9.22
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側の枚をお出しください。右以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
9月分
1/2 5065
お客様番号
1709-9006-77633
2018年 10月ご請求分
金額(円)
¥10,131-
受取人
NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000
領収日 附印
18.10.18
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側の枚をお出しください。右以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
10月分
1/2 8575
お客様番号
1709-9006-77633
2018年 11月ご請求分
金額(円)
¥17,150-
受取人
NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000
領収日 附印
18.11.21
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側の枚をお出しください。右以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
11月分
1/2 5422
お客様番号
1709-9006-77633
2018年 12月ご請求分
金額(円)
¥10,845-
受取人
NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000
領収日 附印
18.12.23
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

<p>電話料金等払込受領証 ドコモご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合、左欄の金額は、左欄の枚数をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 12月分 1/2 9239</p> <p>お客様番号 1709-9006-77633</p> <p>2019年 1月ご請求分 金額(円) ¥18,479-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 /ドコモ 0120-800-000</p> <p>領収日附印 19.1.25 12871</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 ドコモご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合、左欄の金額は、左欄の枚数をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 1月分 1/2 8301</p> <p>お客様番号 1709-9006-77633</p> <p>2019年 2月ご請求分 金額(円) ¥16,603-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 /ドコモ 0120-800-000</p> <p>領収日附印 19.2.20 12871</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 ドコモご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合、左欄の金額は、左欄の枚数をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 2月分 1/2 8243</p> <p>お客様番号 1709-9006-77633</p> <p>2019年 3月ご請求分 金額(円) ¥16,486-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 /ドコモ 0120-800-000</p> <p>領収日附印 19.3.18 400981</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 ドコモご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合、左欄の金額は、左欄の枚数をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 3月分 1/2 8238</p> <p>お客様番号 1709-9006-77633</p> <p>2019年 4月ご請求分 金額(円) ¥16,460-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 /ドコモ 0120-800-000</p> <p>領収日附印 19.4.19 12871</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>
--	---	--	--

3月分より 3/29~3/31の3日分控除

$$\{16460 - (\frac{16460}{31} \times 3)\} \times \frac{1}{2} = 7433$$

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
4月分 1/2
5249

お客様番号
4710-0660-45484

2018年 5月ご請求分
金額(円)
¥10,499-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
18.5.22

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
5月分 1/2
5284

お客様番号
4710-0660-45484

2018年 6月ご請求分
金額(円)
¥10,568-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
18.6.19

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
6月分 1/2
5280

お客様番号
4710-0660-45484

2018年 7月ご請求分
金額(円)
¥10,560-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
18.7.23

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
7月分 1/2
5275

お客様番号
4710-0660-45484

2018年 8月ご請求分
金額(円)
¥10,551-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
18.8.21

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
8月分 1/2
5267

お客様番号
4710-0660-45484

2018年 9月ご請求分
金額(円)
¥10,534-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
18.9.22

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
9月分 1/2
5323

お客様番号
4710-0660-45484

2018年 10月ご請求分
金額(円)
¥10,646-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
18.10.18

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
10月分 1/2
5288

お客様番号
4710-0660-45484

2018年 11月ご請求分
金額(円)
¥10,577-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
18.11.21

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
11月分 1/2
5323

お客様番号
4710-0660-45484

2018年 12月ご請求分
金額(円)
¥10,646-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
18.12.23

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-5
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行 郵便局でお支払いの場合は、金額の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らないでください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
12月分 1/2
5221

お客様番号
4710-0660-45484

2019年 1月ご請求分
金額(円)
¥10,443-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
19.1.25

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行 郵便局でお支払いの場合は、金額の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らないでください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
1月分 1/2
5266

お客様番号
4710-0660-45484

2019年 2月ご請求分
金額(円)
¥10,532-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
19.2.20

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行 郵便局でお支払いの場合は、金額の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らないでください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
2月分 1/2
5290

お客様番号
4710-0660-45484

2019年 3月ご請求分
金額(円)
¥10,581-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
19.3.22

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行 郵便局でお支払いの場合は、金額の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らないでください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
3月分 1/2
~~5437~~

お客様番号
4710-0660-45484

2019年 4月ご請求分
金額(円)
¥10,875-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
19.4.19

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

3月分より3/29~3/31の3日分控除、

$$\{10875 - (\frac{10875}{31} \times 3)\} \times \frac{1}{2} = 4911$$

費目別支出内容一覧表

議員名 水嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費			整理番号
事業内容	文房具代			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	プリンター-インク	3,218	1,609	5/6
	プリンター-インク コピー用紙	5,567	2,783	5/19
	プリンター-インク	5,259	2,629	6/11
	プリンター-インク	5,378	2,689	6/16
	コピー用紙	1,285	642	9/4
	プリンター-インク	6,890	3,445	9/4
	プリンター-インク	12,410	6,205	11/14
	ラベルシート	3,245	1,622	12/3
	PCサプライ品	8,142	4,071	12/6
	プリンター-インク	7,300	3,650	12/22
	複合機インク コピー用紙	10,752	5,376	1/8
	プリンター-インク	4,168	2,084	1/8
	キャンパスノート コピー用紙	1,864	932	1/22
	長形3封筒及び印刷	21,816	10,908	1/9 (封筒4000枚)
《合計》	97,294	48,645		
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動(50%)			

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

2018年05月06日 (日)

領収証
中嶋光雄様

¥3,218-

上記正に領収しました (消費税等 238円を含みます)

領し プリンターインク代

ジュンテンドー 厚狭店 TEL: 0836-71-0015



※保管上のお願
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者

0002-6959-2689

* 領収証印月系田 *
2018年05月06日(日)11:59 ｼﾞﾝ0002

責No00027531

001606外キャノン インクカート ¥2,980

小計 ¥2,980

(外税8%ﾀｲｼョウ ¥2,980)

外税8% ¥238

合計 ¥3,218

お買上点数 1点

Pt加算は7日以内に当店まで

合計獲得ポイント 14P

***** 会員募集中!! *****

ｼｰﾄNo2689 店No00062

1/2按分 ¥1609-

* お買上明細 *

2018年05月19日(土) No.0001

No503

4562382670739JAN

001425外キャノンコ*カシク ¥3,780

4518150401593JAN

A001425外A4ｺﾝﾄﾗｸﾞｼﾞｰﾌﾞ

5ｺﾞX単298 ¥1,490

AA4ｺﾝﾄﾗｸﾞ (5個) -115

¥1490から ¥1375に致します

小計 ¥5,155

外税(ﾀｲｼョウ 5155) ¥412

合計 ¥5,567

お買上げ商品の返品、交換は、
領収証をご持参のうえ2週間以内
にお願いいたします。

(一部商品につきましては、除外
させていただきます。)

お買上げ明細のみの返品、
交換はお受けできません。



No.3430 6点買 15:03TM

1/2按分 ¥2783-

2018年05月19日(土)

領収証
コーカ
小野田インター店 0836-81-5031

領収証
中嶋光雄様

¥5,567-

上記正に領収しました (消費税 412円を含みます)

コーナン商事株式会社

〒593-8324堺市西区鳳東町6-637-1

小野田インター店

TEL0836-81-5031 現口 掛口 クレ口 SR口

※保管上のお願
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。
お買上げ明細だけの返品、交換はお受けできません。

担当者

0001-2106-3430

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-3
【領収書その他の書面の添付欄】			

領収証

入金先

中嶋光雄 様

No. C 4835601

お支払の内訳

現金	¥5259
クレジット カード	
デビット	
商品券	
ギフト カード	
ローン	
その他 ()	
ポイント	

金額	¥5259
----	-------

(内消費税 ¥389)

但 インク代として

入金日 2018年6月11日 上記正に領収いたしました。

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

受注日	6/11
店番	3.9
レジNo	402
伝票番号	061433



(注)本証に社印及び取扱者印の無いもの又は金額を訂正したものは無効です。



1/2 接分 ¥2629-

領収書

管理No. 0870-402-0000133

中嶋光雄 様

伝票No. 0870-402-002370

発行日: 2018年06月16日

内訳
現金 ¥5,378 (内消費税 ¥398)

但しプリンター代として。
上記の金額正に領収いたしました。
マツヤデンキ小野田店
0836-84-6800



※印刷面を内側に折って保管願います。

1/2 接分 ¥2689-

3199494018 LC111BK	111
ソノタジュンセイ 1:持帰 外08	¥987
3199497019 LC111Y	111
ソノタジュンセイ 1:持帰 外08	¥987
3199495015 LC111C	111
ソノタジュンセイ 1:持帰 外08	¥988
3199496012 LC111M	111
ソノタジュンセイ 1:持帰 外08	¥988
3199494018 LC111BK	111
ソノタジュンセイ 1:持帰 外08	¥1,030

マツヤデンキ 小野田店

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

2018年09月04日(火)

領収証
ココロ
小野田インター店 0836-81-5031

中嶋光雄様 領収証

¥1,285-

上記正に領収しました(消費税 95円を含みます)
 コーナン商事株式会社
 〒593-8324堺市西区鳳東町6-637-1
 小野田インター店
 TEL0836-81-5031 現口 掛口 クレロ SRロ
 ※保管上のお願
 財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。
 お買上げ明細だけの返品、交換はお受けできません。

担当者
0001-4132-4757

1/2 按分 ¥642-

お買上明細

2018年09月04日(火) No.0001
 No315
 4518150401593JAN
 A001425外A4コカクワクワビ-ヨ
 5コX単238 ¥1,190
 小計 ¥1,190
 外税(タイヨウ 1190) ¥95
 合計 ¥1,285

お買上げ商品の返品、交換は、
 領収証をご持参のうえ2週間以内
 にお願いたします。
 (一部商品につきましては、除外
 させていただきます。)
 お買上げ明細のみの返品、
 交換はお受けできません。



No.4757 5点買 14:38TM

3199124014 BC1350XLPGBK 351
 キャンイク 1:持帰 外08 ¥1,400
 3199499013 LC1114PK 111
 ソノタジュンセイ 1:持帰 外08 ¥3,950
 3199494018 LC111BK 111
 ソノタジュンセイ 1:持帰 外08 ¥1,030

マツヤデンキ 小野田店

1/2 按分 ¥3445-

領収書

管理No.0870-402-0000166

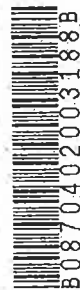
中嶋光雄様

伝票No.0870-402-003188

発行日:2018年09月04日

内訳 現金 ¥6,890 (内消費税 ¥510)

但し 代として。
 上記の金額正に領収いたしました。
 マツヤデンキ小野田店
 0836-84-6800



※印刷面を内側に折って保管願います。

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-5
【領収書その他の書面の添付欄】			
Amazon.co.jp - 注文番号 503-7445539-5206208			
amazon.co.jp			
注文番号503-7445539-5206208の購入明細書 このページを印刷してご利用ください。			
注文日: 2018年11月13日 Amazon.co.jp 注文番号: 503-7445539-5206208 ご請求額: ¥ 12,410			
2018年11月16日に発送済み お支払い確認後の発送となりますので、「出荷準備中」と表示されていても、お支払いを確認できるまで、商品を送りたくしませんのでご注意ください。			
注文商品		価格	
1点 brother 純正インクカートリッジ4色パックLC111-4PK 販売: Amazon Japan G.K.		¥ 3,329	
コンディション: 新品			
1点 EPSON 純正インクカートリッジIC6CL80 6色セット(目印 とうもろこし) 販売: Amazon Japan G.K.		¥ 3,615	
コンディション: 新品			
1点 EPSON 純正インクカートリッジICBK80L ブラック増量 (目印とうもろこし) 販売: Amazon Japan G.K.		¥ 1,215	
コンディション: 新品			
1点 brother 純正インクカートリッジブラック個パック LC111BK-2PK 販売: Amazon Japan G.K.		¥ 1,749	
コンディション: 新品			
1点 Canon 純正インクカートリッジBCI-350. ブラック 大容量タ イプ2個パックBCI-350XLPGBK2P 販売: Amazon Japan G.K.		¥ 2,502	
コンディション: 新品			
お届け先住所: 中嶋光雄 757-0004 山口県 山陽小野田市大字山 川625番地	商品の小計: ¥ 12,410 配送料・手数料: ¥ 0 注文合計: ¥ 12,410		
	この配送分のご請求額: ¥ 12,410		

1/2 検分
¥6205-

各種代金お支払い 取扱明細書兼領収書 (お客様控)

発券日 2018年11月14日 時間 16時34分 お支払い金額 12,410円
23524-6 厚狭駅前

Amazon.co.jp



お客様氏名 中山島 光雄
Amazon.co.jpをご利用いただき
ありがとうございます。
お客様の注文番号は:
503-7445539-5206208
お支払い後の返金は当店ではお受けできません。お支払い内容に関しては下記へお問合せください。


お支払いについてご不明な点は
カスタマーサービスまで。
www.amazon.co.jp/contact-us/

収納代行会社
ウエルネット株式会社

お問い合わせ先: Amazon.co.jpカスタマーサービス
電話: 受付時間: _____
http://www.amazon.co.jp/contact-us/

申込No.: 2352473185967590
この明細書は大切に保管してください。

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-6
【領収書その他の書面の添付欄】			
	エーワン ラベルシール プリンタ兼用 21面 22枚 72321 - 5点 オフィス用品 販売: Amazon Japan G.K.	¥ 649	
		商品の小計:	¥ 3,245
		配送料・手数料:	¥ 0
		注文合計:	¥ 3,245
			5
		支払い方法	
		コンビニ・ATM・ネットバンキング・電子マネー払い:	¥ 3,245
1/2 按分 ¥1622-			

各種代金お支払い 取扱明細書兼領収書 (お客様控)

発券日
28891-7

2018年12月03日
山陽小野田郡

時間 16時47分

お支払い金額
3,245円

Amazon.co.jp



お客様氏名

中山 光雄

Amazon.co.jpをご利用いただき

ありがとうございます。

お客様の注文番号は:

249-5948277-1798218

お支払い後の返金は当店ではお受けできません。お支払い内容に関しては下記へお問合せください。

収納代行会社
ウエルネット株式会社

お問い合わせ先: Amazon.co.jpカスタマーサービス

電話:

受付時間:

<http://www.amazon.co.jp/contact-us/>

申込No.: 2889173376042394

この明細書は大切に保管してください。

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-7
【領収書その他の書面の添付欄】			



2018年12月06日

領収証

中嶋 光雄 様

金額 ¥8,142 -

但し

消費税等603円含んでおります



発行者

株式会社 エディオン
(作成地)
大阪府大阪市北区中之島二丁目
3番33号



No.307234458
発行店 ゆめタウン宇部店
電話番号 0836-44-5411

金額	内訳
現金	8,142
クレジット	0
ギフト券等	0
ポイント	0
振込	0

お買上明細書

発行日 2018年12月06日(木) 17:03
店: 00440 ゆめタウン宇部店
電話 0836-44-5411
担当者:
No. 00440-307-234458 POS: 307
取引種別: 持帰

パソコンサプライ品 サンワサプライ KB-USB-LINK4 4969887845615	1	¥6,458
パソコンサプライ品 I BUFFALO BSH4UD19BK 4950190347484	1	¥734
パソコンサプライ品 エレコム U2C-BN50BK 4953103440050	1	¥950
合計金額		¥8,142
(内消費税)		¥603
現金領収額		¥8,142
お預り		¥8,142
お釣り		¥0

1/2 按分 ¥4071 -

1/2 按分 ¥3650 -

領収書

中嶋 光雄 様

内訳
現金

¥7,300

¥7,300 - (内消費税 ¥540)

但し **ギフトインク** 代として。
上記の金額正に領収いたしました。
マツヤデンキ小野田店
0836-84-6800

管理No. 0870-402-0000230

伝票No. 0870-402-004290

発行日: 2018年12月22日



76
B0870402004290B
3199787011 ICBK76 76
ITインク 1:持帰 外08 ¥4,830
3199780012 ICY76 76
ITインク 1:持帰 外08 ¥1,930

マツヤデンキ 小野田店


領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-8
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

注文内容

注文番号: 249-2940792-1364615
注文日: 2019/01/07




EPSON 純正インクカートリッジ IC4CL76 大容量(目印:地球儀) ¥ 8,698

オフィス用品
販売: Amazon Japan G.K.



コクヨ コピー用紙 A3 紙厚0.09mm 500枚 FSC 認証 KB-38N ¥ 1,146

オフィス用品
販売: Amazon Japan G.K.



コクヨ コピー用紙 B4 紙厚0.09mm 500枚 FSC 認証 KB-34N ¥ 908

オフィス用品
販売: Amazon Japan G.K.

商品の小計: ¥ 10,752

配送料・手数料: ¥ 0

注文合計: ¥ 10,752

支払い方法

コンビニ・ATM・ネットバンキング・電子マネー払い: ¥ 10,752

1/2 按分 ¥ 5376-



各種代金お支払い 取扱明細書兼領収書 (お客様控)

発券日
23524-6

2019年01月08日
厚狭駅前

時間 16時59分

お支払い金額
10,752円

Amazon.co.jp



お客様氏名

中山 光雄

Amazon.co.jpをご利用いただき
ありがとうございます。

お客様の注文番号は:

249-2940792-1364615

お支払い後の返金は当店ではお受けできません。お支払い内容に関しては下記へお問合せください。

お問い合わせ先: Amazon.co.jpカスタマーサービス

電話:

受付時間:

<http://www.amazon.co.jp/contact-us/>

お支払いについてご不明な点は
カスタマーサービスまで。

www.amazon.co.jp/contact-us/

収納代行会社
ウェルネット株式会社

申込No.: 2352470086117192
この明細書は大切に保管してください。

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-9
【領収書その他の書面の添付欄】			

領収書

管理No. 0870-402-0000240

伝票No. 0870-402-004482

発行日: 2019年01月08日

中嶋光雄 様

内訳
現金 ¥4,168 (内消費税 ¥308)

但しプリントインク 代として。
上記の金額正に領収いたしました。
マツヤデンキ小野田店
0836-84-6800

76
1930
76
1930
3199778019 ICCT76
1:持帰 外08
3199779016 ICWT76
1:持帰 外08

マツヤデンキ 小野田店

※印刷面を内側に折って保管願います。

1/2 按分 ¥2084-

証
収
領
マツヤデンキ

小野田インター店 ☎0836-81-5031

2019年01月22日(火)
中嶋光雄 様 領 収 証 (クレジット利用)

¥1,864-

上記正に領収しました(消費税 138円を含みます)
コーナン商事株式会社
〒593-8324 堺市西区鳳東町6-637-1
小野田インター店
TEL 0836-81-5031 現口 掛口 クレロ SRO
※保管上のお願
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。
お買上げ明細だけの返品、交換はお受けできません。

担当者 []
0001-6469-7991

1/2 按分 ¥932-

* お買上明細 *

2019年01月22日(火) No.0001
No217 []
4901470135789JAN
001410外FOBA5タ*イリ ¥398
4901480073071JAN
001410外キャンパ*ス27キ*ヨウ ¥138
4902011346275JAN
001425外コウワコヒ*コウA4
5コX単238 ¥1,190
小計 ¥1,726
外税(タイヨウ 1726) ¥138
合計 ¥1,864

お買上げ商品の返品、交換は、
領収証をご持参のうえ2週間以内
にお願いいたします。
(一部商品につきましては、除外
させていただきます。)
お買上げ明細のみの返品、
交換はお受けできません。

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-10
----	-----	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】

請求書 2019年1月9日 No. _____

中嶋光雄 様 山口市豊通2丁目5-11
 社会民主党山口県連
 下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 21,816.- 税率 % 消費税額等

月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)	摘要
	1 封筒紙	4000枚		15400.-	
	2 印刷紙	4000 12		4800.-	
	3 消費税			1616.-	
	4				

領 収 証

No. _____

中嶋光雄 様 2019年1月9日

★ 21,816.-

但 封筒紙 印刷紙
 4000枚
 上記正に領収いたしました

内 訳
 税抜金額
 消費税額等 (%)

山口市豊通2丁目5-11
 社会民主党山口県連

1/2 按分 ￥10,908.-

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>			整理番号	1-1
事業内容	政策調査・助言・政務活動専用の補助パート料				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月分	40,000	40,000	2人(各)	
	5月分	40,000	40,000	1名	
	6月分	35,000	35,000	1名	
	7月分	50,000	50,000	2名	
	8月分	45,000	45,000	1名	
	9月分	40,000	40,000	1名	
	10月分	50,000	50,000	1名	
	11月分	45,000	45,000	1名	
	12月分	45,000	45,000	1名	
	1月分	65,000	65,000	1名	
	2月分	80,000	80,000	1名	
	3月分	80,000	80,000	1名 (3/29~3/31雇用無し)	
		《合計》	615,000	615,000	
按分割合 積算根拠	$615,000 \times 10\% = 615,000$ 円				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

中島光雄様 ~~平成~~ 30年4月9日

★ ¥ 5,000.-

但 理事会報告文整理作業料
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048

領 収 証

中島光雄様 2018年4月30日

★ ¥ 35,000.-

但 4月分給料とイ
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

中嶋光雄 様 2018年5月31日

★ 40,000-

但 5月分給料にて
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)



領 収 証

中嶋光雄 様 2018年6月29日

★ 25,000-

但 6月分給料にて
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)



領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

中嶋光雄 様 2018年 7月30日

★ 45,000-

但 7A分給料として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)



領 収 証

山口県議会議員 中嶋光雄 様 2018年 7月30日

★ 7,500-

但 県議会報告編集(校正)作業代
上記正に領収いたしました 812

内 訳

税抜金額

消費税額 (%)



領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-5
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

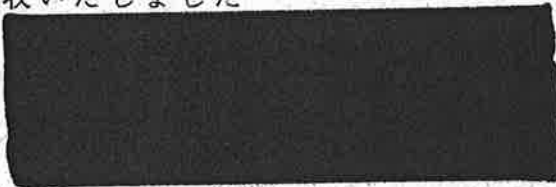
領 収 証

中嶋光雄 様 2018年8月21日

★ 45,000

但 8月分給料として
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等 (%)



領 収 証

中嶋光雄 様 2018年9月28日

★ 40,000

但 9月分給料として
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等 (%)



領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-6
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

中嶋光雄 様 2018年10月31日

★ 50,000

但 10月分給料として
上記正に領収いたしました。

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

領 収 証

中嶋光雄 様 2018年11月30日

★ 45,000

但 11月分給料として
上記正に領収いたしました。

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-7
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

中嶋光雄様 2018年12月27日

★ 45,000

但 12月分給料として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

領 収 証

中嶋光雄様 2019年1月31日

★ 65,000

但 1月分給料として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-8
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

中嶋光雄様 2019年2月28日

★ 980,000-

但 2月分給料として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

領 収 証

中嶋光雄様 2019年3月31日

★ 980,000-

但 3月分給料として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

当初予算の主な新規事業

(単位は千円)

山口ゆめ花博開催事業…	468,119
幕末維新回廊推進事業…	128,741
明治維新150年やまぐち	
幕末ISHIN祭推進事業	165,000
バイオ関連産業創出支援事業…	27,182
宇宙利用産業創出支援事業…	415,487
創業チャレンジ総合支援事業…	64,961
県内就職・人材確保支援事業…	68,963
新規就業者等産地拡大促進事業	
(強い農林水産業の育成) …	174,000
農林水産業イノベーション研究	23,000
次世代酪農基盤強化事業…	7,561
水産業強化支援事業…	190,198
クルーズやまぐち	
地域活性化推進事業…	8,412
やまぐち県産品売込強化事業…	52,381
ぶちま! 維新推進事業…	64,000
グローバルビジネス総合支援…	33,000
移住林業就業加速化事業…	3,500
子育て世代包括支援センター	
機能強化事業…	6,136
病児保育充実強化支援事業…	23,364
子どもの虐待対策強化事業…	64,980
子どもの居場所づくり推進…	11,267
働き方改革サポート事業…	29,440
働き方改革実践モデル展開事業	18,990
建設産業活性化推進事業…	7,676
学校における	
働き方改革環境整備事業…	28,850
ぶちエコやまぐち推進事業…	572,846
地域教育力日本一推進事業…	131,010
学校業務支援員配置事業…	24,573
やまぐち部活動応援事業…	58,158
スポーツを通じた	
地域活力の創出事業…	33,670
やまぐちの働く女性応援事業…	24,000
医療的ケア児支援体制整備事業	2,034
農福連携マルシェ開催事業…	6,000
障害者アート推進事業…	8,603
被災者生活再建支援	
システム整備事業…	147,060
流木災害防止緊急対策事業…	36,500
若手医師確保総合対策事業…	276,201
やまぐちぶち元気っチャ! 事業	34,979
がん検診受診促進強化対策事業	26,343
若年消費者被害防止対策強化…	4,100
交通安全県やまぐち推進事業…	6,648
うそ電話詐欺未然防止推進事業	12,790
中山間地域振興特別対策事業	30,000
やまぐち元気生活圏	
活力創出事業…	130,000
体感やまぐち	
地域滞在型交流促進事業…	11,000
コンパクトなまちづくり	
連携促進支援事業…	5,830

3月県議会…新年度予算案など83議案を審議

2018年度一般会計予算は、6729億8300万円で前年度比79億600万(△1.2%)減の3年連続マイナス予算。しかも、県財政は人口減少等により歳入不足に陥っており行財政構造改革を5年間実行するとし、総人件費の縮減・公債費の平準化などを断行中。なお財源不足で、前年に続き財源調整用基金から30億円を取り崩した結果、万一の災害などに備えるため必要とされる100億円を2年連続下回り、基金は78億円という危険水域に!



中嶋光雄 県議会報告

第 1 2 号
2018年春季
発行所
中嶋光雄事務所
(社民党・市民連合)
〒757-0004
山陽小野田市
大字山川675
携帯 090-9066-1845
FAX 0836-39-6871

▲3月県議会では、平成29年度補正予算、及び平成30年度の一般会計当初予算など34件、山口県条例の制改正38件、契約の締結等10件、教育長の人事案件など執行部提案83議案は、賛成多数及び全会一致ですべて可決▲一般会計補正予算の総額は、268億6200万円減額され、6550億5900万円▲減額補正は、災害復旧費における最終整理、その他の事業の最終見込みによるもので、年度間の財

源調整を図るため財政調整基金に平成28年度決算剰余金の一部を含め21億4100万円の積立や、今後の県債の償還に備えて減債基金に16億5000万円の積立も含まれる▲なお、国の補正予算に対応し国道給堂鉄道道路の早期着手を図るため債務負担行為3億7800万円や建設事業等に係る繰越明許費が11月補正分と併せ305億9100万円も予定される▲新年度の一般会計予算は、前年度比

31.2%減の6729億8300万円で、1993年の6661億円に迫る低水準規模▲263億円の財源不足を総人件費の縮減・事務事業の見直し・公共投資等の適正化・公債費の平準化で169億円削減し、さらに、保有基金の取崩しや退職手当償還確保などで64億円財源確保してもなお不足する30億円を財源調整用基金の取崩しで対応▲社民党市民連合は、83議案のうち、平成30年度一般会計予算など20議案に反対し、63議案には賛成▲消費増税増税の中止を求める意見書の提出を求める請願は、社民党市民連合、共産党、草の根、民新フォーラムは賛成したが、反対多数で不採択となった。



▲3月県議会では、平成29年度補正予算、及び平成30年度の一般会計当初予算など34件、山口県条例の制改正38件、契約の締結等10件、教育長の人事案件など執行部提案83議案は、賛成多数及び全会一致ですべて可決▲一般会計補正予算の総額は、268億6200万円減額され、6550億5900万円▲減額補正は、災害復旧費における最終整理、その他の事業の最終見込みによるもので、年度間の財源調整を図るため財政調整基金に平成28年度決算剰余金の一部を含め21億4100万円の積立や、今後の県債の償還に備えて減債基金に16億5000万円の積立も含まれる▲なお、国の補正予算に対応し国道給堂鉄道道路の早期着手を図るため債務負担行為3億7800万円や建設事業等に係る繰越明許費が11月補正分と併せ305億9100万円も予定される▲新年度の一般会計予算は、前年度比

中嶋光雄県議12回目の質問に答へ

村岡知事答弁

働き方改革で中小企業への支援を充実
本県経済の発展や雇用の確保に重要な役割を担っている中小企業が、事業活動を継続し、持続的に成長するためには、長時間労働の縮減や企業の生産性の向上を図るとともに、柔軟な働き方を可能とする働き方改革を進めることが不可欠。

中嶋光雄県議の一般質問

- 働き方改革について
 - 中小企業への施策は
 - 県職員の長時間労働の解消は
 - 教員の働き方改革は
 - 働き方改革に係る事業は
 - 知事部局でのタイムカード等の導入は
 - テレワークについては
- 地方公務員の臨時・非常勤等職員の処遇改善は
 - 会計年度任用職員制度の導入は
 - 2020年4月施行に向けての準備状況は
 - 任用根拠や勤務実態及び勤務条件の把握の進捗状況は
 - 市町への技術的助言の状況等は
 - 正規職員への転換については
 - 勤務条件等は
 - 人事委員会の対応等は
 - 給与の決定等は
 - 教員の実態は
 - 導入スケジュールは
 - イージス・アショア配備の危険性は

▲3月県議会では、平成29年度補正予算、及び平成30年度の一般会計当初予算など34件、山口県条例の制改正38件、契約の締結等10件、教育長の人事案件など執行部提案83議案は、賛成多数及び全会一致ですべて可決▲一般会計補正予算の総額は、268億6200万円減額され、6550億5900万円▲減額補正は、災害復旧費における最終整理、その他の事業の最終見込みによるもので、年度間の財源調整を図るため財政調整基金に平成28年度決算剰余金の一部を含め21億4100万円の積立や、今後の県債の償還に備えて減債基金に16億5000万円の積立も含まれる▲なお、国の補正予算に対応し国道給堂鉄道道路の早期着手を図るため債務負担行為3億7800万円や建設事業等に係る繰越明許費が11月補正分と併せ305億9100万円も予定される▲新年度の一般会計予算は、前年度比

▲3月県議会では、平成29年度補正予算、及び平成30年度の一般会計当初予算など34件、山口県条例の制改正38件、契約の締結等10件、教育長の人事案件など執行部提案83議案は、賛成多数及び全会一致ですべて可決▲一般会計補正予算の総額は、268億6200万円減額され、6550億5900万円▲減額補正は、災害復旧費における最終整理、その他の事業の最終見込みによるもので、年度間の財源調整を図るため財政調整基金に平成28年度決算剰余金の一部を含め21億4100万円の積立や、今後の県債の償還に備えて減債基金に16億5000万円の積立も含まれる▲なお、国の補正予算に対応し国道給堂鉄道道路の早期着手を図るため債務負担行為3億7800万円や建設事業等に係る繰越明許費が11月補正分と併せ305億9100万円も予定される▲新年度の一般会計予算は、前年度比

▲3月県議会では、平成29年度補正予算、及び平成30年度の一般会計当初予算など34件、山口県条例の制改正38件、契約の締結等10件、教育長の人事案件など執行部提案83議案は、賛成多数及び全会一致ですべて可決▲一般会計補正予算の総額は、268億6200万円減額され、6550億5900万円▲減額補正は、災害復旧費における最終整理、その他の事業の最終見込みによるもので、年度間の財源調整を図るため財政調整基金に平成28年度決算剰余金の一部を含め21億4100万円の積立や、今後の県債の償還に備えて減債基金に16億5000万円の積立も含まれる▲なお、国の補正予算に対応し国道給堂鉄道道路の早期着手を図るため債務負担行為3億7800万円や建設事業等に係る繰越明許費が11月補正分と併せ305億9100万円も予定される▲新年度の一般会計予算は、前年度比

▲3月県議会では、平成29年度補正予算、及び平成30年度の一般会計当初予算など34件、山口県条例の制改正38件、契約の締結等10件、教育長の人事案件など執行部提案83議案は、賛成多数及び全会一致ですべて可決▲一般会計補正予算の総額は、268億6200万円減額され、6550億5900万円▲減額補正は、災害復旧費における最終整理、その他の事業の最終見込みによるもので、年度間の財源調整を図るため財政調整基金に平成28年度決算剰余金の一部を含め21億4100万円の積立や、今後の県債の償還に備えて減債基金に16億5000万円の積立も含まれる▲なお、国の補正予算に対応し国道給堂鉄道道路の早期着手を図るため債務負担行為3億7800万円や建設事業等に係る繰越明許費が11月補正分と併せ305億9100万円も予定される▲新年度の一般会計予算は、前年度比

▲3月県議会では、平成29年度補正予算、及び平成30年度の一般会計当初予算など34件、山口県条例の制改正38件、契約の締結等10件、教育長の人事案件など執行部提案83議案は、賛成多数及び全会一致ですべて可決▲一般会計補正予算の総額は、268億6200万円減額され、6550億5900万円▲減額補正は、災害復旧費における最終整理、その他の事業の最終見込みによるもので、年度間の財源調整を図るため財政調整基金に平成28年度決算剰余金の一部を含め21億4100万円の積立や、今後の県債の償還に備えて減債基金に16億5000万円の積立も含まれる▲なお、国の補正予算に対応し国道給堂鉄道道路の早期着手を図るため債務負担行為3億7800万円や建設事業等に係る繰越明許費が11月補正分と併せ305億9100万円も予定される▲新年度の一般会計予算は、前年度比



教育次長答弁

▲3月県議会では、平成29年度補正予算、及び平成30年度の一般会計当初予算など34件、山口県条例の制改正38件、契約の締結等10件、教育長の人事案件など執行部提案83議案は、賛成多数及び全会一致ですべて可決▲一般会計補正予算の総額は、268億6200万円減額され、6550億5900万円▲減額補正は、災害復旧費における最終整理、その他の事業の最終見込みによるもので、年度間の財源調整を図るため財政調整基金に平成28年度決算剰余金の一部を含め21億4100万円の積立や、今後の県債の償還に備えて減債基金に16億5000万円の積立も含まれる▲なお、国の補正予算に対応し国道給堂鉄道道路の早期着手を図るため債務負担行為3億7800万円や建設事業等に係る繰越明許費が11月補正分と併せ305億9100万円も予定される▲新年度の一般会計予算は、前年度比

中嶋みよお県議会報告

第 13 号
2018年夏季
発行所
中嶋光雄事務所
(社民党・市民連合)
〒757-0004
山陽小野田市 山川 6 7 5
携帯 090-9066-1845
FAX 0836-39-6871

6月県議会

きらら博記念公園に

指定管理者制度を導入

10議案、意見書案2件および請願3件を審議

6月県議会定例会は、6月20日から7月6日までの17日間行われ、平成29年度一般会計補正予算に関する専決処分ほか全10議案を審議しました。

代表質問に3名と一般質問には各会派から14名の議員が立ちました。米軍岩国基地への空母艦載機部隊移駐後の騒音拡大や地上型ミサイルシステム（イス・アシヨア）の秋市むつみ自衛隊演習場への配備問題が議論されました。

中嶋光雄は、6月26日に質問し、さらに7月6日の採決前に反対討論を行いました。



反対討論の旨

指定管理者制度の導入に反対

指定管理者制度の導入に係る3号・4号議案に反対。指定管理者制度は2003年に、政府主導の「官から民へ」

の規制緩和の流れの中で導入された制度で、公の施設の管理運営を民間に委ね、経費削減とサービス向上を同時に図るものとされている。

27年12月定例会で一旦指定管理者の指定更新に係る議案が提案可決されている。指定管理者制度の導入が、県民サービスの向上に寄与するためには、委託労働者の雇用、身分保障

の確保が大前提で、低コストの管理運営で安上がりの労働者を生むことにつながってはならない。近年、非正規・低賃金の不安定雇用が蔓延。官公庁も例外ではなく、「官製ワーキングプア」が問題視され、「地方公務員の臨時・非常勤等職員の処遇改善」について2月定例会の一般質問で追及した。

公契約条例の制定を

労働環境に問題があると行政サービスの提供に悪影響を与えるおそれがあることから、間接雇用の労働者の賃金などをチェックするため、公契約条例を制定すべきとする一般質問も行い、公契約条例を制定する自治体も出てきていることも

1 県管理河川の水防災対策は

- ①水害対応タイムライン
- ②ホットラインの構築を
- ③洪水浸水想定区域の見直しを

2 建設技能者の人材不足の解消は

- ①人材不足の現状と対策を
- ②建設職人基本法に基づく県計画を

3 常勤の臨時的任用教員の勤務条件改善は

4 福祉医療費助成制度は

5 イージス・アショアの配備諸問題は

- ①防衛省との会議録等、全ての公文書の開示を
- ②測量調査等の一般競争入札公告に対する抗議
- ③専門家による第三者委員会の設置を

中嶋光雄の一般質問

「地方財政の充実・強化を求める」意見書および「旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める」意見書は全会一致で採択された。内容的にはベストではないが最大派の自民党の賛同が得られなければ数の方で通らないので、よりました論で妥協せざるを得なかった。

「やまべち維新プラン」で、「障害者の活躍」について「2020東京パラリンピックを契機に、スポーツや文化芸術活動へ参加しやすい一層の環境づくりや、障害者トップアスリート・障害者アスリート・育成が必要」と細かく謳いながら身体障害者福祉センターの相談機能部門



は切り離し、プールと体育館のみを残して、この管理業務に指定管理者制度を導入することで行財政構造改革による人件費削減を図ろうとするものに他ならない。



山口ゆめ花博「花の谷ムーン」(イメージ)

請願3件は、「国の動向を注視すべき」等の意見があり、賛成少数で不採択に。(残念です。)

「国の責任による35人以下学級の前進」を求め、その拡充等を実施され、今後、国において、推進について、その動向を注視すべき。」「など」を理由に賛成少数で不採択。

「給食費の無償化」を求める請願は、「国において、給食費未納問題や教職員の働き方改革等、様々な観点から公会計化の議論が求められており、現時点では、その動向を注視すべき。」などの意見があり不採択に。

【☆ 出張県政報告会のご案内 ☆】

- ◎ 出張県政報告会開催のご希望がありましたら、090-9066-1845 (ナカシマ) まで、ご連絡ください。日時・場所・内容などはご相談のうえ決めさせていただきます。
- ◎ 人数は、何人でも構いません。お気軽にお声かけください。

陸上イージス調査抗議せぬ

配備反対 答弁差し控えたい

県議会一般質問に

政府が迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」の配備候補地に、秋市の陸上自衛隊むつみ演習場を挙げていることめめ、4日間わたって議論された県議会の一般質問が26日、終了した。複数の会派の議員が質問に立ち、さまざまな角度から県の考えをたずねた。

知事は自民のみ答弁

中嶋光雄氏（社民・市民連合）は、阿武町や秋市の住民への説明会が終わった2日後に、防衛省がイージス・アショアの配備に関するむつみ演習場の調査について、競争入札を公告したことを取り上げた。

「県として断固抗議すべし」と述べたが、佐々木克之防務部長は「あくまでも調査の実施に向けた準備行為として位置づけている。県として抗議する考えはない」と答弁した。中嶋氏は、もう一つの配備候補地である秋田県と県との対応の違いについても

たずねた。「1日に防衛大臣政務官からあった説明について、秋田県は会議録を公開している。県は公開しないのか」。佐々木部長は「すでに作成の上、防衛省側の発言について同省に確認を依頼している。確認できしだい本県ホームページに掲載する」と答えた。

県「入札は準備の1つ」

地上イージス、むつみ演習場適地調査

「地元住民の安心・安全への不安が払拭されるよう、国による詳細かつ丁寧な説明を強く要請した」と。あくまで配備を前提とし、危険性などに対し住民を守る姿勢は感じられず、国の責任において、「国が判断する」と県は当事者ではないというスタンスに終始。

「国に言うべきは言う」「住民の安心安全の確保で、国に言うべきは言う」と。知事は「今後とも国による詳細かつ丁寧な説明を強く求める。住民の安心安全の確保を最優先の課題として対応していかねばならない」とのスタンスを示した。

「この段階を踏んで、国に言うべきは言う」と。知事は「今後とも国による詳細かつ丁寧な説明を強く求める。住民の安心安全の確保を最優先の課題として対応していかねばならない」とのスタンスを示した。

「北朝鮮にミサイルを打たせない外交努力を」、「社会保障費に回すべきだ」などの意見が正論だ。福祉医療費助成制度に、県が一部負担を導入したことから、住民生活に密着した市町では、乳幼児医療単独事業を充実させ、「対象年齢拡大」や「所得制限撤廃」を実行、重要な福祉サービスになっている。例えば8月から所得制限を撤廃する宇部市では年間事業費が1億円程度増える。こうした状況が市町で起きていることに耳目を閉じた県当局の答弁は許せない。●片山善博早稲田大教授は「義務教育国庫負担金の算定基礎による基準人員分すら満たしていない実態は問題。鳥取県知事時代に、地域が必要とする人材への投資、教員増員をした。人件費がかかるが百％雇用になる。一方、公共事業に百億円投じて、このうち十数億程度の単価の低い雇用にしか繋がらない。雇用政策で見れば、どちらが有効か」と指摘。正論だ。

再質問で…河川法で定めなければならない「河川整備基本方針」は、県管理の106水系の内、策定済みが39水系に留まっている現状を指摘。水防災対策をスピード感をもって対策を講じるよう強く要請しました。

西日本豪雨災害が起こって、ビックリ！

宇部日報 (2018.6.27)

水害対応タイムライン 早期策定に向け作業

中嶋議員

県議会一般質問

県議会6月定例会二般質問初日の26日、市選挙区選出の中嶋光雄議員（社民・市民連合）が県議会の議論の進み具合や河川の水防対策、福

「河川、迅速な避難のため、真が負担すべきの取り組みを、18市町助成額を市町が肩代わりすることに取組みたい」として、この状況を是正する。タイムラインは早期策定に向けて作業を進めている。市町長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するため、河川管理に必要に応じて状況を直接電話で伝えるホットラインを構築し、本格運用している」と答えた。

「地上イージスは、当初は2基が2000億円に増え、新試算では4000億円。搭載ミサイルなどを含めると総額6000億円に膨らむ可能性を7月23日に政府関係者が明らかにした。」

「地元の花田憲幸町長は、22日、県庁を訪れた小野寺五郎防衛相に対し、同省が住民や町議会への説明会を開催した直後に入札を公告したことに對し、不備撤廃を要請した。」



コソコソ

地上イージスは、当初は2基が2000億円に増え、新試算では4000億円。搭載ミサイルなどを含めると総額6000億円に膨らむ可能性を7月23日に政府関係者が明らかにした。



コソコソ

地上イージスは、当初は2基が2000億円に増え、新試算では4000億円。搭載ミサイルなどを含めると総額6000億円に膨らむ可能性を7月23日に政府関係者が明らかにした。



中嶋光雄氏

説明会通じ建設業就業

中嶋氏は、全国的に建設技術者の人材不足と高齢化が進み、技術の継承が困難な状況になっていることを踏まえ、建設業の人材不足の解消に向けた取り組みについて聞いた。

「建設業は、技能継承を中心に入社不足が生じ、厳しい状況に置かれている」と認識している」と述べ、高校・大学向けの現場説明会や合同会社説明会の開催などを通じて若い担い手を育て、建設業を魅力的な仕事にする場とし、地位の向上を図り、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務だとしている。

「建設業は、技能継承を中心に入社不足が生じ、厳しい状況に置かれている」と認識している」と述べ、高校・大学向けの現場説明会や合同会社説明会の開催などを通じて若い担い手を育て、建設業を魅力的な仕事にする場とし、地位の向上を図り、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務だとしている。

「建設業は、技能継承を中心に入社不足が生じ、厳しい状況に置かれている」と認識している」と述べ、高校・大学向けの現場説明会や合同会社説明会の開催などを通じて若い担い手を育て、建設業を魅力的な仕事にする場とし、地位の向上を図り、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務だとしている。

「建設業は、技能継承を中心に入社不足が生じ、厳しい状況に置かれている」と認識している」と述べ、高校・大学向けの現場説明会や合同会社説明会の開催などを通じて若い担い手を育て、建設業を魅力的な仕事にする場とし、地位の向上を図り、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務だとしている。

「建設業は、技能継承を中心に入社不足が生じ、厳しい状況に置かれている」と認識している」と述べ、高校・大学向けの現場説明会や合同会社説明会の開催などを通じて若い担い手を育て、建設業を魅力的な仕事にする場とし、地位の向上を図り、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務だとしている。

「建設業は、技能継承を中心に入社不足が生じ、厳しい状況に置かれている」と認識している」と述べ、高校・大学向けの現場説明会や合同会社説明会の開催などを通じて若い担い手を育て、建設業を魅力的な仕事にする場とし、地位の向上を図り、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務だとしている。

「建設業は、技能継承を中心に入社不足が生じ、厳しい状況に置かれている」と認識している」と述べ、高校・大学向けの現場説明会や合同会社説明会の開催などを通じて若い担い手を育て、建設業を魅力的な仕事にする場とし、地位の向上を図り、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務だとしている。

「建設業は、技能継承を中心に入社不足が生じ、厳しい状況に置かれている」と認識している」と述べ、高校・大学向けの現場説明会や合同会社説明会の開催などを通じて若い担い手を育て、建設業を魅力的な仕事にする場とし、地位の向上を図り、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務だとしている。

「建設業は、技能継承を中心に入社不足が生じ、厳しい状況に置かれている」と認識している」と述べ、高校・大学向けの現場説明会や合同会社説明会の開催などを通じて若い担い手を育て、建設業を魅力的な仕事にする場とし、地位の向上を図り、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務だとしている。

「建設業は、技能継承を中心に入社不足が生じ、厳しい状況に置かれている」と認識している」と述べ、高校・大学向けの現場説明会や合同会社説明会の開催などを通じて若い担い手を育て、建設業を魅力的な仕事にする場とし、地位の向上を図り、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務だとしている。

「建設業は、技能継承を中心に入社不足が生じ、厳しい状況に置かれている」と認識している」と述べ、高校・大学向けの現場説明会や合同会社説明会の開催などを通じて若い担い手を育て、建設業を魅力的な仕事にする場とし、地位の向上を図り、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務だとしている。

「建設業は、技能継承を中心に入社不足が生じ、厳しい状況に置かれている」と認識している」と述べ、高校・大学向けの現場説明会や合同会社説明会の開催などを通じて若い担い手を育て、建設業を魅力的な仕事にする場とし、地位の向上を図り、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務だとしている。

中嶋みつお県議会報告

第 14 号
2018年冬季
発行所
中嶋光雄事務所
(社民党・市民連合)
〒757-0004
山陽小野田市
山川 6 7 5
携帯 090-9066-1845
FAX 0836-39-6871

9月県議会

議員提出議案

「受動喫煙防止の取組の推進に関する条例」

全会一致で可決

9月県議会定例会は、9月19日から10月12日までの24日間行われ、災害復旧を柱とする平成30年度一般会計補正予算(第2号)ほか全21議案が提出され、16議案を審議し、全会一致で可決された。そして、決算関係5議案は決算特別委員会を設置し閉会中に継続審査となり、私も委員に選出された。

また、「受動喫煙防止の取組の推進に関する条例」が議員提出議案として追加提出され可決された。

代表質問に3会派の3名と一般質問には各会派から15名の議員が立ちました。7月の集中豪雨災害への対応や米軍岩国基地への空母艦載機部隊移駐後の騒音拡散、上関原発公有水面埋立免許延長問題、そして、地上型ミサイルシステム(イースト・アシオ)の秋市むつみ自衛隊演習場への配備問題などが議論された。



会期中に、『赤い羽根共同募金』運動が始まり、10月1日の早朝、それぞれ手分けしてJR駅前などで募金のお願いを…私も、山陽更生保護女性会の荒川栄子代表と厚狭駅前前で協力を呼びかけました。県議会でも、議場や委員会室は「赤い羽根を胸に」が9月県議会定例会のルールになっています。

赤い羽根共同募金は、10月1日から3月31日まで行われ、わたしたちの町や暮らしを、少しでも良くしようと、頑張っている人たちに応援するために使われます。寄付者の思いが、いろいろな志ある人たちのところに届き、良い事が起こる。共同募金は、じぶんの町を良くする「しくみ」ともいえます。

中嶋光雄の一般質問



●「土砂災害警戒区域」に指定は、全県で25,604か所あるが、ハード及びソフト両面の対策を質す。

村岡知事答弁

本県は、県土の8割以上を山地や丘陵地が占めるなど、地形的・地質的特性から、多くの土砂災害危険箇所を有しており、平成21年、25年、26年、近年、甚大な土砂災害が頻発。県民の生命・財産を守るため、近年災害が発生した箇所を要配慮者利用施設や

避難所が立地する箇所等、危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に対策を進めている。こうした中、今年7月豪雨の土石流により、3名の尊い命が失われるなど、県東部15箇所において、甚大な被害が発生したことから、再度災害防止に向け、直ちに国土との協議を進め、既に、災害関連緊急事業の採択を受けたところであり、速やかに砂防堰堤等の工事着手する。これらの土砂災害防止施設を整備するためには、多くの費用と期間を要する。このことから、ハード対策と併せて、ソフト対策も進める必要がある。大雨時に住民が迅速かつ的確に避難できるような、土砂災害降雨危険度等を提供する「土砂災害ポータル」の機能の向上や、土砂災害ハザードマップを活用した要配慮者利用施設での避難訓練の充実など、情報提供や普及啓発活動に積極的に取り組んでいる。

今後とも、県民の安心・安全の確保に向け、市町などの関係機関と緊密に連携し、ハード・ソフト両面から、土砂災害対策を推進する。



●「がけ崩れ対策事業の採択基準に満たない私有地への支援策を質す。」

土木建築部長答弁

急傾斜地のがけ崩れ対策については、土地所有者もしくは被害を受けるおそれのある方の実施が原則。しかし、多額の費用負担や技術的な困難性などの理由により、土地所有者等が対策を行うことが困難な場合には、国の基準に基づき、県や市町が工事を行うこととしている。さらに、県では、国の基準に満たない場合でも、高さ5m以上のがけ崩れが発生し、人家2戸以上に被害が及ぶと認められる場合には、市町に対し、工事費の補助などの支援を行っているところであり、さらなる支援は考えていない。

こうした中、他県においては、6県が公契約に関する条例を制定していますが、いずれも適正な労働環境に係る基本理念や現行法令の順守を定めたものとなっており、最低賃金法に定められた最低賃金を上回る、独自の賃金条項を規定した条例を制定した県はありません。

公契約条例については、多様な職種を網羅する賃金水準を自治体が独自に設定することや、同一企業内の同一職種において、公契約に従事する者とならない者との間に賃金格差が生じることなど、様々な課題が指摘されている。また、国においても、公契約の法制化について検討されているところですが、

会計管理

局長答弁

公契約における適正な労働条件や賃金水準の確保は、労働環境の改善につながる重要な課題と認識している。県としては、公共事業の労働単価を毎年引き上げ、入札参加者等に適正な額による賃金の支払いを要請するとともに、人件費の割合が高い業務委託等に、低入札価格調査制度を導入するなど、労働環境の確保に努めている。

質金等の労働条件は関係法令に反しない限りにおいて、労使が自主的に決定するものであり、賃金等の基準を新たに設ける公契約法の制定には、慎重、かつ幅広い観点からの検討が必要としている。こうしたことから、公契約条例の制定について、県としては、労働関係法制を所管する国の法制化に係る動向を注視するとともに、引き続き、他の自治体での検討状況など、情報収集に努める。



●愛知県などで、公契約を労働・雇約条例を労働・雇用環境の悪循環に陥っている。県民や労働者に目に見えない形で、公契約における適正な労働条件や賃金水準の確保に率先して取り

組合姿勢を示すことが重要で、実効性のある条例を制定することが必要。そこで、本県においても、県民や労働者の声を聞きながら、公契約のあり方を考え、条例制定に向けて検討を進めるべきと、所見を質す。

☆出張県政報告会のご案内☆

- ◎ 出張県政報告会開催のご希望がありましたら、090-9066-1845 (ナカシマ) まで、ご連絡ください。日時・場所・内容などはご相談のうえ決めさせていただきます。
- ◎ 人数は、何人でも構いません。お気軽にお声かけください。

詳細は、「中嶋光雄」のホームページをご覧ください
<http://nakashimamitsuo.net/>
ご意見ご要望をお聞かせください
E-mail nakashima_mitsuo@yahoo.co.jp



2018年10月26日撮影 (宇部市船木銭が原)

宇部市銭が原の北から山陽小野田市高の嶽に至る石束川上流域の林地(約91ha)の内、54haの森林を皆伐し、峰を削り谷を埋めて33メガワットの太陽光発電施設の造成工事が始まり、水害の脅威にさらされる周辺権利者の石束自治会が不同意のまま進行している。自然エネルギー推進には賛成だが、「過ぎたるは猶及ばざるがごとし」だ!



9月28日 一般質問に登壇

自然と共生した再生可能エネルギーを

2012(平成24)年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)が開始され、導入された再生可能エネルギーの9割以上が太陽光発電。太陽光発電の技術は、個人の各戸の屋根に設置してエネルギーの自給を目指したり、小地域で共同で地産地消を図ったりして、電力供給網から離脱(オフグリッド)してエネルギー自立を実現するにふさわしい技術。しかし、FITによって全国各地でメガソーラー(1MW以上の出力を持つ太陽光発電施設)の建設ラッシュが起きている。脱原発の実現への期待が導入当初高まったが、今や、景観を乱すだけでなく、大規模な土地造成・森林伐採による環境悪化、水源への影響、災害誘発など、様々な問題が起こっている。

本県では、メガソーラー建設を抑制する有効な手段となる条例等がない。事業者に対して適切な環境配慮などを求める条例・制度を早急に作るべきで、まず、兵庫県にならぬ森林保全規定を設けるべきだ。

農林水産部長答弁

林地開発許可に際し、森林法で定める災害防止や環境保全等の許可要件に則した審査に加え、関係市町村が意見を聴取するとともに、10秒を超える大規模開発は、森林審議会に諮問している。兵庫県のような、森林保全規定を設けるべきとお尋ねです。

県では、森林法や県要綱に基づき基準に照らし、法面の安定性や洪水調整池の規模、景観や周辺環境への影響等について、まず書類審査を行い、更に現地調査を実施した上で、許可の適否を判断しているところであり、森林が果たす災害防止機能や環境保全機能は確保できるものと考えている。

また、お示しの兵庫県条例にある地域住民への事前説明などについても、現行の許可制度で対応しているところであり、県独自の規定の制定は考えていない。

メガソーラーに環境アセスを

静岡県では、メガソーラーの建設で敷地面積が50畝以上または森林伐採が20畝以上に及ぶ場合は、環境アセスを義務付けるなどの環境影響評価条例施行規則を改正しており、平成31年3月の施行後には、太陽光発電活用と地域の環境や景観の両立を図ることが可能になるとしている。

また、環境省の資料によれば、32府県が太陽光発電事業を環境影響評価手続の対象としており、

メガソーラー設置数、設備容量

	H25		H29	
	件数	設備容量(KW)	件数	設備容量(KW)
山陽小野田市	3	14,500	24	58,615
下関市	6	12,180	19	28,505
宇部市	2	3,000	22	64,662
山口市	8	11,296	24	54,301
萩市	1	1,000	6	25,125
防府市	4	6,463	13	24,743
下松市	1	1,750	4	6,234
岩国市	2	3,237	5	10,175
光市	0	0	2	15,880
長門市	3	4,762	5	7,173
柳井市	0	0	1	11,000
美祿市	2	2,868	8	16,868
周南市	1	1,000	8	10,470
周防大島町	0	0	3	3,750
和木町	0	0	0	0
上関町	0	0	0	0
田布施町	1	1,999	3	4,499
平生町	3	3,325	6	6,410
阿武町	0	0	0	0
計	37	68,380	153	348,410

事業者による適正な環境配慮を促している。

本県も、メガソーラーを環境アセスメントの対象とすべきではないか? なお、国においても環境影響評価法の対象に加えることについて、有識者を交えた検討会で具体的な議論を開始したところであり、こうした国の動きも踏まえての答弁を、

環境衛生部長答弁

太陽光発電施設については、供用後、操業に伴う排ガス・排水・騒音等が発生せず、著しい環境影響が想定されないことから、国は環境影響評価法の対象事業としておらず、県においても同様に環境アセスメントの対象としていない。

近年、林地開発に伴う大規模な事業計画の増加等に伴い、周辺の環境影響への懸念や地元住民の不信・不安が増大するなどの問題も顕在化してきています。国においては、こうした状況を踏まえ、お示しのとおり、環境影響評価法の対象事業への追加について検討に着手したところですが、県としては、まずは、こうした国の動きを注視していきたい。

県民に寄り添った行政処分を

①2月定例会では、再生可能エネルギー発電事業は、一義的には国の責任において対応すべきものとして、経済産業省に対して事業者を指導するよう要請したこと、林地開発の許可申請があれば森林法に照らし厳正に審査すること、また、地域住民の理解を得て実施されるよう適切に対処することの趣旨について答弁されており、県民に寄り添った意思形成が図られるものと思っていた。

農林水産部長答弁

県が森林法の要件を満たしていることをもって許可したこと、地域住民の理解を得て実施されるよう適切に対処することの趣旨については、林地開発許可に当たり、事業者に対して、要綱に基づき、関係者の同意の取得を指導していますが、今回の事案については、一部の関係者の同意が得られなかったことから、これに代わる経緯書等により、事業者が今後とも十分な説明を行い、地元理解を求めていくことを確認したところです。

県としては、開発後の適正な維持管理や環境保全に係る協定の締結など、林地開発が地域住民の理解を得て実施されるよう、引き続き事業者を指導していくこととしており、2月定例会答弁と不整合との御指摘はあたらないものと考えています。次に、開示請求を延長した判断についての見解と妥当性、また、21日間延長した根拠についてです。

情報公開請求の対象となる公文書に、第三者に関する情報が記載されていることから、県情報公開条例第9条の規定に基づき、第三者への意見照会が必要と判断したところですが、21日間の延長期間は、第三者に意見照会を行うため必要かつ合理的な期間と考えています。最後に、行政不服審査法における「処分があったことを知った日」とはいつかとお尋ねですが、原則として処分があったことを現実を知るようになった日となります。

再質問で質す!

太陽光発電と言え、本県に再生可能な自然エネルギーで環境に優しいというのが特徴で、自然のままの森林を切り開いて、木を切り倒し、峰を削り、谷を埋め、川を殺して、とこんな環境を破壊した上にメガソーラーを造るなどという話はありません。

県の第3次環境基本計画の再生可能エネルギーの導入促進の項で、太陽光発電の普及・拡大について、「エネルギー」「地産地消」や太陽光発電の普及・拡大は、エネルギーの地産地消や災害時の自立分散型電源の確保、産業振興等の観点から、家庭・工場・事業場、公共施設、防災拠点施設への、太陽光発電の普及拡大を図ります。」と謳っている。

他にも、『上関原発用地埋立免許に関する住民訴訟の一审(実質)勝訴の件』及び『イー・ジェス・アショア設備に関し3つの問題点』についても、県の姿勢を質しましたが、紙面の都合上、報告できませんでしたが、「中嶋光雄 Official Web」には質疑・答弁の全文を載せていますので、是非、一度覗いてみてください。

環境衛生部長答弁 太陽光発電は、国において環境影響評価法の対象事業への追加について、検討に着手したところであり、この検討会は、今年度末には、検討結果を出すというふうな予定であると聞いています。県としては、その検討内容について、やはり、見極めて判断をする必要があると考えていますので、まずは、こうした国の動きを注視していきたいと考えています。

中嶋みつお県議会報告

第 15 号
2019年新春
発行所
中嶋光雄事務所
(社民党・市民連合)
〒757-0004
山陽小野田市
大字山川675
TEL 0836-39-6178
FAX 0836-39-6871

謹賀新年

皆様には、つつがなく新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

11月県議会

周防大島復興支援 補正予算など18議案を審議

11月県議会は、11月28日から12月14日までの17日間行われ、大島大橋復旧工事に係る経費を措置するための専決処分による一般会計補正予算など全18議案を審議。その内、「周防大島復興支援パッケージ」に係る補正予算については12月7日の一般質問終結後、関係委員会に付託を行い、委員会終了後、ただちに委員長報告が行われ、当日、全会一致で採択されました。

その他の議案17件、意見書案1件、請願2件は所管の常任委員会に付託され審査された。

12月14日、最終日の本会議において、常任委員会における審査の経過・結果については、各常任委員長が委員長報告を行った。また、9月定例会で設置し、決算関係議案5件の継続審査を行った決算特別委員会における審査の経過・結果については、決算特別委員長報告が行われた。その後、3名の議員が会派を代表して議案等の賛否について討論を行い、討論の終結後、議案、意見書案、請願について採決が行われ、結果は、請願の一部が不採択でしたが、残りは全て、全会一致または賛成多数で「承認・可決・認定・採択」でした。

さらに、地方創生加速化特別委員会は、今定例会をもって審査を終了したことから、委員長が「報告書(案)」の報告を行った。

採決での、会派としての賛否

議案第6号・錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事(第1工区)の請負契約の締結について
議案第7号・錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事(第2工区)の請負契約の締結について

平瀬ダムは、当初は350億円程度だったものが860億円にも膨らんでいる上に、今だに本体工事も完成していません。さらに今回の周辺工事に66億5千万円もかける金があるのなら、県道の維持・補修費、また河川の堆積土砂の撤去費や川土手の草刈りなどに予算を回すべきで、反対しました。

そもそも、大雨時にダムの放流による水害被害の拡大が問題視されています。大型公共事業が走り出すと止めるのは大変です。

(継続審査していたもの)

議案第19号・平成29年度山口県歳入歳出諸決算…認定に反対しました。

反対理由は、一例をあげれば、災害が頻発する昨今ですが、防災関連公共事業費は前年度決算額の275億4600万円から247億7000万円と10%も減少です。道路・河川・海岸・砂防、県民の生命と財産、くらしを優先する県政を求め続けます。

請願 子供たちに行き届いた教育(30人学級の実現、私学助成の増額、教育費の父母負担軽減、障害児教育の充実等)を求めることについてのうち、第2項、第3項、第4項、第5項、第7項及び第8項に関する部分について・・・不採択とすることに反対、採択すべきだと主張しました。

- 2項…全ての学校で30人以下学級を実現すること。
- 3項…複式学級の解消をさらに進めること。
- 4項…県独自の予算措置による、教職員の加配を進めること。
- 5項…臨時的教職員ではなく、正規・専任の教職員をふやすこと。
- 7項…給食費の無償化を進めること。
- 8項…私学の学費実質無償化を早期に実現すること。



県では、大島大橋の損傷により特に大きな影響を受けた観光業、農林水産業等への支援を効果的かつ総合的に行うための事業を「周防大島復興支援パッケージ」として実施しています

- ◆がんばっちょるけー! 周防大島宿泊券
周防大島町内での宿泊代金支払い時に利用できる! 【10,000円券と5,000円券を半額で販売】
- ◆がんばっちょるけー! 周防大島フェリー券
三津浜港(松山市)から伊保田港(周防大島町) 航路のきっぷ購入時に利用できる! 【4,000円券を半額で販売】
- ◆がんばっちょるけー! 周防大島応援クーポン券
周防大島のホテル・旅館の予約時に使える! 最大50%割引クーポンを配布

山口県のホームページをご覧ください!

建設反対運動の顕在化で 知事方針が一転 太陽光発電も環境アセスの対象に

9月県議会では、メガソーラーに環境アセスとの私(中嶋)の提案には、後ろ向きでしたが、12月4日の自民県議の質問に、県知事自らが、前向き答弁。

国においては、有識者が構成する検討会において、太陽光発電所による環境影響等について審議が進み、環境影響評価法の対象事業とするの方針が示されたところです。

また、本県においては、今後、多くの太陽光発電所の建設が想定される中、市町村からも、早期に環境影響評価の対象とするよう強い要望を受けています。

こうした状況を受け、私は、国の法改正を待つことなく、太陽光発電所を環境影響評価条例の対象とし、本県の地域特性や太陽光発電の事業特性を踏まえ、評価対象となる規模や事業者が講ずべき環境保全措置等の検討に着手することとします。

私は、環境影響評価の手続きを通じ、事業者自らが環境に

十分配慮し、地域との共生を図りながら事業を進めていくことで、環境の保全と県民の安心・安全の確保が図られるようしっかりと取り組んでまいります。

12月14日、県議会最終日の環境福祉委員会委員長報告でもメガソーラーに関し、次の通りの報告がされました。

「メガソーラー建設のために森林を伐採することにより、林地が有する水源涵養機能に影響を及ぼす可能性が高く、周辺河川への短時間で濁水の流入や、地下水の枯渇のほか、土砂崩壊の発生等が懸念される。

今月中には、環境影響評価技術審査会を開催し、環境影響評価の対象事業に太陽光発電所を追加することについて諮問する予定であり、できる限り早期に答申を得られるよう、審議を進めてまいります。」

との答弁があったと報告されました。

私の提案が一步前進しましたが、引き続き監視していきます。

☆一般質問では、①働き方改革の取り組み ②職員の
人材確保 ③運転免許証の自主返納 ④地域「コミュ
ニティ交通」への助成 ⑤認知症対策 ⑥イース・アショ
アの配備についての6項目に対して県の姿勢を質す。

① 県知事答弁

県では、働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組を幅広い業種において促進するため、やまぐち働き方改革支援センターが年間200社以上を訪問し、個別の課題に応じた助言・提案を行っている。

また、働き方改革が生産性の向上につながった身近なモデル事例を創出するため、職場における推進リーダーの養成や、改革に意欲的な企業への専門コンサ

ルタントの派遣などの支援を行っている。こうした取組の結果、働き方改革支援センターの相談件数が年々増加し、職場リーダー養成講座は定員を上回る申込みがあるなど、県内企業の取組意欲が着実に高まっている。

また、具体的な成果として、建設業の小規模事業者において、仕事の属人化の解消により、従業員の長期継続休暇の取得を実現すると同時に、売上げが増加するなど、生産性向上につながった好事例があった。

しかし、県政世論調査で「働き方改革の取組が進んでいる」と「思わぬ」県民が41・8%で最も多いこと。

年間総労働時間が長いことや、脳・心臓疾患及び精神障害の労災請求件数に大きな減少が見られないことから、長時間労働対策を含む働き方の見直しは引き続き重要な課題で、今後も人口減少の大幅な改善は見込めず、労働力人口確保のためには、今以上に働き方を考える必要がある。

また、非正規労働者の賃金は正規労働者の約6割にとどまり、大きな格差が生じていることが、結婚や、子どもを持つことを諦めること、ひいては人口減少につながると懸念されている。さらに、子育てや介護のために職を失う人も多い。

これらの現実を踏まえれば答弁は不十分であり引き続き追及していきます。

0人の高齢ドライバーが免許証を自主返納された。この制度は、平成20年から平成29年にかけて、高齢ドライバーの免許人口が約17万3千人から25万6千人へと約50%増えているが、高齢ドライバーが引き起こした人身事故件数は、逆に約1300件から1100件へと約15%減少していることを考えますと、高年齢ドライバーが引き起こす交通事故の抑止に一定の効果も挙げている。

しかし、運転に不安を感じながらも、車がないと生活が不便であることから、免許証の返納をためらう高齢ドライバーも多く、高齢ドライバーが免許証を返納しやすくなるためには、地域社会が一体となって、生活交通の利便性の向上を図る必要がある。

③ 警察本部長答弁

運転免許証を返納しやすい環境を整備するための取組の一つとして、平成20年に「運転免許証制度」を開始。免許証を自主返納された場合、運転卒業証と運転卒業者サポート手帳が交付され、手帳を提示すれば、この制度にご協力いただいている自治体、事業者からバス、タクシーの料金割引などのサービスを受けられ、10月末までに累計約34,000人に高年齢ドライバーが免許証を自主返納された。

この制度は、平成20年から平成29年にかけて、高年齢ドライバーの免許人口が約17万3千人から25万6千人へと約50%増えているが、高年齢ドライバーが引き起こした人身事故件数は、逆に約1300件から1100件へと約15%減少していることを考えますと、高年齢ドライバーが引き起こす交通事故の抑止に一定の効果も挙げている。

しかし、運転に不安を感じながらも、車がないと生活が不便であることから、免許証の返納をためらう高齢ドライバーも多く、高齢ドライバーが免許証を返納しやすくなるためには、地域社会が一体となって、生活交通の利便性の向上を図る必要がある。

県警察としては、本年全ての自治体に対して、免許証を返納した高年齢ドライバーへの支援措置、たとえば、コミュニティバスの運行や公共交通機関の利用料金の割引などですが、こういった支援措置の新設・拡充を要請したところ、美称市においては、国土交通省から地域公共交通再編実施計画の認定を受け、乗り合いタクシーの運行地区の拡大などを行って聞いており、県警察としても、このような自治体の制度の利用

に着目している。引き続き、自治体や事業者と協力して、運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を返納しやすい環境の整備に努めます。

④ 観光スポーツ文化部長答弁

中山間地域など公共交通が不便な地域において、自家用車を運転できない高齢者など、住民の移動手段の確保は重要で、地域の実情に沿った運行ができる効率的で利便性の高いデマンド型乗合タクシーの導入を促進している。

現在、山陽小野田市をはじめ、県内43箇所を導入されており、デマンド型乗合タクシーの導入がさらに進むよう、引き続き、市町に対して先進事例等の情報提供や助言を行うとともに、平成29年度に創設した地域「コミュニティ交通」への補助制度により支援する。

「2010年間確保の面からは憂慮すべき状況だ。今年度の人事委員会勧告において、来年度以降の賃金を明確な基準も示さないまま引き下げる勧告だが、多様な優秀な人材を確保する」という目的からすると疑問を呈さざるを得ない。勧告が実施されれば、来年4月の新規採用者の初任給が、今年よりも引き下げになると聞いている。今年の職員給与と県内民間の給与との比較においても、民間の方が1700円高かったとの調査結果が出ており、県の新

規採用職員の給与を5500円引き下げることは到底理解できないが、底意解できないが、給与と勧告制度は、労働基準法上の措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適した給与を確保する機能を有しており、地方公務員法に定める給与決定原則に基づいた勧告により適正な給与水準を保障することが、人材確保にも寄与すると考えています。

応募者は初任給がいくらかを応募の大きな判断材料にしており、国や他との比較もしており、山口県の募集要項で去年の初任給より低くな

ているのを見て、応募者が他に逃げ、応募者数がさらに少なくなる可能性に対する明確な答弁は得られず、公務員から憲法第28条で保障している労働基本権を剥奪した代償機関としての中立的な第三者機関としての役割を果たしていない。

9月の認知症予防月間を中心に、全県的な街頭キャンペーン等を実施し、認知症に関する知識の普及啓発に努め、正しい理解の促進に取り組んでいる。運動と計算等の知的活動を組み合わせた認

知症予防運動プログラムを実施する指導者を養成し、市町が健康教室等で行う認知症予防の取組を支援している。認知症の人や家族への生活面での支援は、認知症本人や家族からの相談役となる「認知症地域支援推進員」を養成し、認知症の容態に応じた適切な介護や生活支援サービスが受けられるよう支援。また、家族の精神的負担を軽減するため、「認知症コールセンター」を設置し、認知症介護経験者による家族介護者の視点に立ったきめ細かな助言を行っているほか、本人や家族等が集い、安心して過ごせる「認知症カフェ」の普及に向け、活動事例等を発表するイベントを開催する。



「2010年間確保の面からは憂慮すべき状況だ。今年度の人事委員会勧告において、来年度以降の賃金を明確な基準も示さないまま引き下げる勧告だが、多様な優秀な人材を確保する」という目的からすると疑問を呈さざるを得ない。勧告が実施されれば、来年4月の新規採用者の初任給が、今年よりも引き下げになると聞いている。今年の職員給与と県内民間の給与との比較においても、民間の方が1700円高かったとの調査結果が出ており、県の新

② 人事委員会委員長答弁

給与と勧告制度は、労働基準法上の措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適した給与を確保する機能を有しており、地方公務員法に定める給与決定原則に基づいた勧告により適正な給与水準を保障することが、人材確保にも寄与すると考えています。

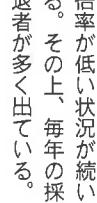
応募者は初任給がいくらかを応募の大きな判断材料にしており、国や他との比較もしており、山口県の募集要項で去年の初任給より低くな

ているのを見て、応募者が他に逃げ、応募者数がさらに少なくなる可能性に対する明確な答弁は得られず、公務員から憲法第28条で保障している労働基本権を剥奪した代償機関としての中立的な第三者機関としての役割を果たしていない。

9月の認知症予防月間を中心に、全県的な街頭キャンペーン等を実施し、認知症に関する知識の普及啓発に努め、正しい理解の促進に取り組んでいる。運動と計算等の知的活動を組み合わせた認

知症予防運動プログラムを実施する指導者を養成し、市町が健康教室等で行う認知症予防の取組を支援している。認知症の人や家族への生活面での支援は、認知症本人や家族からの相談役となる「認知症地域支援推進員」を養成し、認知症の容態に応じた適切な介護や生活支援サービスが受けられるよう支援。また、家族の精神的負担を軽減するため、「認知症コールセンター」を設置し、認知症介護経験者による家族介護者の視点に立ったきめ細かな助言を行っているほか、本人や家族等が集い、安心して過ごせる「認知症カフェ」の普及に向け、活動事例等を発表するイベントを開催する。

さらに、認知症の人を地域で見守り支援するため、「認知症サポーター」を引き続き養成するとともに、市町を越えた見守りネットワークの強化に向け、地域包括支援センター職員を対象とした研修会を開催する。



「2010年間確保の面からは憂慮すべき状況だ。今年度の人事委員会勧告において、来年度以降の賃金を明確な基準も示さないまま引き下げる勧告だが、多様な優秀な人材を確保する」という目的からすると疑問を呈さざるを得ない。勧告が実施されれば、来年4月の新規採用者の初任給が、今年よりも引き下げになると聞いている。今年の職員給与と県内民間の給与との比較においても、民間の方が1700円高かったとの調査結果が出ており、県の新

⑤ 健康福祉部長答弁

9月の認知症予防月間を中心に、全県的な街頭キャンペーン等を実施し、認知症に関する知識の普及啓発に努め、正しい理解の促進に取り組んでいる。運動と計算等の知的活動を組み合わせた認

知症予防運動プログラムを実施する指導者を養成し、市町が健康教室等で行う認知症予防の取組を支援している。認知症の人や家族への生活面での支援は、認知症本人や家族からの相談役となる「認知症地域支援推進員」を養成し、認知症の容態に応じた適切な介護や生活支援サービスが受けられるよう支援。また、家族の精神的負担を軽減するため、「認知症コールセンター」を設置し、認知症介護経験者による家族介護者の視点に立ったきめ細かな助言を行っているほか、本人や家族等が集い、安心して過ごせる「認知症カフェ」の普及に向け、活動事例等を発表するイベントを開催する。

さらに、認知症の人を地域で見守り支援するため、「認知症サポーター」を引き続き養成するとともに、市町を越えた見守りネットワークの強化に向け、地域包括支援センター職員を対象とした研修会を開催する。

市町や関係団体と連携し、認知症の人や家族が安心して暮らしていけるよう、認知症対策に取り組めます。

市町や関係団体と連携し、認知症の人や家族が安心して暮らしていけるよう、認知症対策に取り組めます。

市町や関係団体と連携し、認知症の人や家族が安心して暮らしていけるよう、認知症対策に取り組めます。



「2010年間確保の面からは憂慮すべき状況だ。今年度の人事委員会勧告において、来年度以降の賃金を明確な基準も示さないまま引き下げる勧告だが、多様な優秀な人材を確保する」という目的からすると疑問を呈さざるを得ない。勧告が実施されれば、来年4月の新規採用者の初任給が、今年よりも引き下げになると聞いている。今年の職員給与と県内民間の給与との比較においても、民間の方が1700円高かったとの調査結果が出ており、県の新

規採用職員の給与を5500円引き下げることは到底理解できないが、底意解できないが、給与と勧告制度は、労働基準法上の措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適した給与を確保する機能を有しており、地方公務員法に定める給与決定原則に基づいた勧告により適正な給与水準を保障することが、人材確保にも寄与すると考えています。

応募者は初任給がいくらかを応募の大きな判断材料にしており、国や他との比較もしており、山口県の募集要項で去年の初任給より低くな

ているのを見て、応募者が他に逃げ、応募者数がさらに少なくなる可能性に対する明確な答弁は得られず、公務員から憲法第28条で保障している労働基本権を剥奪した代償機関としての中立的な第三者機関としての役割を果たしていない。

9月の認知症予防月間を中心に、全県的な街頭キャンペーン等を実施し、認知症に関する知識の普及啓発に努め、正しい理解の促進に取り組んでいる。運動と計算等の知的活動を組み合わせた認

知症予防運動プログラムを実施する指導者を養成し、市町が健康教室等で行う認知症予防の取組を支援している。認知症の人や家族への生活面での支援は、認知症本人や家族からの相談役となる「認知症地域支援推進員」を養成し、認知症の容態に応じた適切な介護や生活支援サービスが受けられるよう支援。また、家族の精神的負担を軽減するため、「認知症コールセンター」を設置し、認知症介護経験者による家族介護者の視点に立ったきめ細かな助言を行っているほか、本人や家族等が集い、安心して過ごせる「認知症カフェ」の普及に向け、活動事例等を発表するイベントを開催する。

さらに、認知症の人を地域で見守り支援するため、「認知症サポーター」を引き続き養成するとともに、市町を越えた見守りネットワークの強化に向け、地域包括支援センター職員を対象とした研修会を開催する。

市町や関係団体と連携し、認知症の人や家族が安心して暮らしていけるよう、認知症対策に取り組めます。